

西尾市地域防災計画

風水害等災害対策編

(令和 5 年度修正)

西尾市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・方針	1
第2節 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第3節 本市の特質と災害要因	6
第4節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8

第2章 災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進	17
第2節 水害予防対策	23
第3節 土砂災害等予防対策	29
第4節 事故・火災等予防対策	34
第5節 建築物等の安全化	37
第6節 都市の防災性の向上	47
第7節 孤立対策	49
第8節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	51
第9節 避難行動の促進対策	57
第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	64
第11節 広域応援・受援体制の整備	72
第12節 防災訓練及び防災意識の向上	75
第13節 防災に関する調査研究の推進	80

第3章 災害応急対策

第1節 活動態勢(組織の動員配備)	81
第2節 避難行動	99
第3節 災害情報の収集・伝達・広報	118
第4節 応援協力・派遣要請	126
第5節 救出・救助対策	134
第6節 医療救護・防疫・保健衛生対策	138
第7節 交通の確保・緊急輸送対策	142
第8節 水害防除対策	148
第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	152
第10節 水・食料・生活必需品等の供給	158
第11節 環境汚染防止及び地域安全対策	163
第12節 遺体の取扱い	164
第13節 ライフライン施設等の応急対策	167
第14節 大規模事故災害対策	171
第15節 住宅対策	187
第16節 学校における対策	192
第17節 災害救助法の適用	195

第4章 災害復旧・復興

第1節 復興体制	198
第2節 公共施設等災害復旧対策	199
第3節 災害廃棄物処理対策	203

第4節 被災者等の生活再建等の支援	205
第5節 商工業・農林水産業の再建支援	209

第1章 總 則

第1節 計画の目的・方針

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある暴風、豪雨洪水、高潮等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等による集団的大事故等(以下「風水害等」という。)の災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第2 計画の性格

1 地域防災計画－風水害等災害対策編－

- (1) この計画は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている「西尾市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) この計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)に基づく「西尾市地域防災計画水防計画編」との調整を十分に図ることとする。
- (5) この計画は、各防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見きわめ、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

2 西尾市国土強靭化地域計画との関係

西尾市国土強靭化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保つつつ、県の国土強靭化地域計画との連携・役割分担を図り、西尾市地域防災計画の指針となるものである。本計画の基本目標は次の事項を踏まえるものとする。

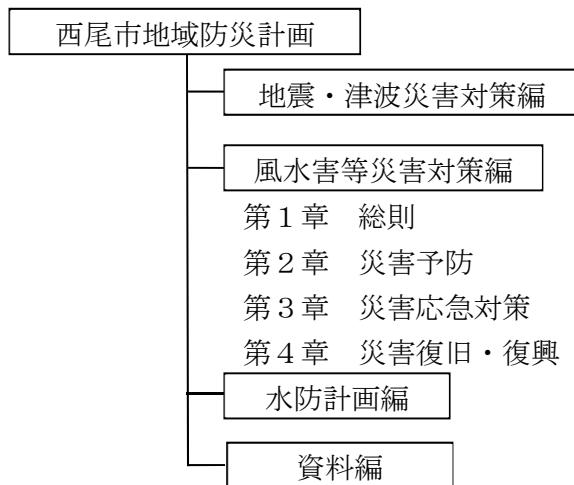
- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、西尾市を始め周辺地域全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

3 他の計画との関係

「水防法」に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の基本の柱で本計画を構成する。



第4 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 「水防法」第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域

第5 計画の作成・修正

西尾市防災会議は、地域防災計画を作成し、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第2節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、感染症や自然災害等のリスクに負けない強靭な地域をめざしている愛知県において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならぬ。

県、市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、L G B T Qなどの性的少数者、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立ち退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備

すること。

第3節 本市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 位置及び地形

本市は、愛知県の中央南部の矢作川下流に位置し、面積は 161.22km²で、愛知県全体の 3.1%を占めている。また、名古屋市からは、約 45 km 圏内にある。

市の西側は矢作川を隔てて碧南市と対し、北側は安城市及び岡崎市、東側は蒲郡市及び幸田町と接し、南側は三河湾に面している。三河湾には佐久島、梶島、前島、沖島が点在している。

市域は、矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、矢作川のかつての本流(現矢作古川)に沿って形成された低地と、安城方面から碧海台地と呼ばれる洪積台地が 5m から 10m の高さで南に伸びている。東部には、標高 349m の主峰三ヶ根山を頂点とする山地が形成されている。

また、矢作川河口の新田地帯は、江戸時代中期からの干拓地である。

2 地盤

本市の低地は、矢作古川の堆積作用によって形成された砂や泥からなる沖積層である。特に、矢作古川に沿う一帯は、氷河期における矢作川河口が埋没しているため、沖積層が厚くなっている。

東部の山地は、大部分が花崗岩類などの領家変成岩からなる。

3 河川

市域を流下する河川としては、矢作川水系と、北浜川水系及び高浜川水系に代表されるものと、準用河川がある。

第2 既往の災害とその被害

過去に本市に大きな被害を与えた風水害は、次のとおりである。

■風水害の履歴

発生年	原因	その他の被害、特徴
1953 年(昭和 28 年)9 月 25 日	台風 第 13 号	<p>9月 25 日昼ごろ室戸岬の南方 130 km に達し、14 時 45 分頃紀伊半島南端の潮ノ岬付近に上陸した。その後、尾鷲付近を経て伊勢湾を渡り 18 時 30 分から 45 分頃幡豆郡一色町に上陸した。</p> <p>気圧は、23 日 15 時頃は、中心気圧 915hPa と推定され、暴風雨半径も 24 目頃には、300 km と推定された。25 日 18 時頃には、中心気圧 950hPa、最大風速 30m の暴風が吹き荒れ伊良湖岬の最大瞬間風速は、39.9 m であった。この台風の影響を大きくしたのは高潮である。高潮の満潮に台風による 1m を越える異常潮位が重なったため、暴風による波浪とともに海岸堤防を破壊し大きな災害となった。特に三河湾岸の高潮は高く、平坂港では最高潮位 2.77m を記録している。また、乙川の正法寺には、この時の水を示した「高潮の標」が残されている。</p> <p>なお、高潮により大きな被害を受けた要因の一つとして昭和 20 年の三河地震による 60 cm 程度の地盤沈下があげられている。</p> <p>幡豆郡での被害は、死者 32 名、負傷者 1,047 名、流出家屋 498 戸、損壊家屋 23,844 戸、浸水家屋 5,820 戸、田畠耕地の浸水面積</p>

		4,360.9ha 及び流失埋没面積 1,106.9ha の被害を被った。(台風 13 号による幡豆地方災害誌)
1959 年(昭和 34 年)9月 26 日	伊勢湾台風	<p>9月 26 日 18 時頃に潮ノ岬の西 15 km の地点に上陸し、中心気圧は、929.5hPa を記録し、東海地方は風速 30m 内外の暴風となった。20 時頃には、南東の強風が吹き荒れ台風が最も接近し 21 時頃には、常時 30m から 40m の風が猛威をふるい、南奥田地域では、高潮とあいまって堤防が決壊し大被害を被った。</p> <p>西尾市及び幡豆郡の被害は、死者 35 名、重傷者 69 名、軽傷者 1,459 名、全壊住家 1,911 戸、流失住家 38 戸、半壊住家 6,729 戸、床上浸水 797 戸、床下浸水 1,081 戸、非住家被害 11,057 戸であった。(愛知県災害誌)</p>
1971 年(昭和 46 年)8月 30 日～31 日	台風第 23 号	<p>8月 21 日 9 時、南鳥島の南西に発生し、ゆっくり北西のち西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達はじめ、屋久島付近を通過する頃、中心気圧は 915hPa に低下した。29 日夜半頃、南九州の大隅半島(佐多岬)に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り、31 日昼頃、伊良湖岬をかすめて東方へ去った。</p> <p>この台風による被害は、負傷者 2 名、半壊住家 16 戸、床上浸水 124 戸、床下浸水 2,631 戸、一部破損 2 戸であった。(愛知県災害誌)</p>
1972 年(昭和 47 年)7 月 10 日～15 日	豪雨及び台風第 6 号	<p>7月 9 日頃から日本海にあった梅雨前線が南下し本州南岸に停滞し、10 日頃夜から降雨が強くなり、翌 11 日になってから梅雨前線が活発化した。一時、降雨は小降りになったが、12 日から強まり半田付近から矢作川上流にわたる地域で降雨が強まり、その後伊勢湾から北東にも強い雨が降った。このため西三河地方を中心に崖崩れ、浸水などの被害が発生した。</p> <p>この大雨による被害は、床上浸水 4 戸、床下浸水 295 戸、一部破損 1 戸であった。(愛知県災害誌)</p>
1972 年(昭和 47 年)9 月 16 日	台風第 20 号	<p>9月 13 日 12 時、沖の鳥島の南 500km に発生した。</p> <p>ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し、進行方向を北から北北東に変えた。一方、15 日 15 時低気圧が北朝鮮の元山沖約 400km にあり、閉そく前線が南東にのびて、愛知県付近に達し、愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から降雨が強くなった。台風は、16 日 18 時 30 分頃、潮岬付近に上陸した。その後、紀伊半島を縦断し、三重県を経て、岐阜県西部を通り、17 日朝 5 時には佐渡島付近に達し、午後には北海道西岸に去った。</p> <p>この台風による被害は、軽傷者 2 名、全壊住家 6 戸、半壊住家 14 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 114 戸、一部損壊 1,988 戸、全壊非住家 135 戸、半壊非住家 996 戸であった。(愛知県災害誌)</p>
1974 年(昭和 49 年)7 月 7 日	豪雨及び台風第 8 号	7月 1 日に南方海上で発生した台風 8 号は、強い台風に発達し対馬海峡を通過し 7 日から 8 日にかけて日本海中部を進んだ。この台風の接近に伴い、東海地方の南海上に停滞した梅雨前線が刺激され大雨を降らせ、知多半島や三河地方南部に被害が集中した。この大雨による被害は、床上浸水 16 世帯、床下浸水 203 世帯であった。(愛知県災害誌)

第4節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 実施責任

1 市

市は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防活動及び消防活動を行う。
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (12) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を代行することができる。
- (5) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 「災害救助法」(昭和2年法律第118号)に基づく被災者の救助を行う。
- (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示調整を行う。
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。
- (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 地下街等の保安確保に必要な指導及び助言を行う。
- (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (19) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備を行う。
- (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。

- (21) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (22) 「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、被災世帯に対する支援金の支給を行う。
- (23) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。
- (24) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

3 県警察

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関する thingを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

4 指定地方行政機関

- (1) 第四管区海上保安本部
 - ア 情報の収集、伝達を行う。
 - イ 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
 - ウ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
 - エ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
 - オ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
 - カ 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。
 - キ 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。
 - ク 自衛隊の災害派遣要請を行う。
 - ケ 海上における治安を維持する。
- (2) 名古屋地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

(3) 中部地方整備局

ア 災害予防

(ア) 降雨、河川水位などについて観測する。

(イ) 木曽川・長良川・庄内川(矢田川を含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路)氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。

(ウ) 木曽川、長良川、庄内川(矢田川を含む)、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。

(エ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

(オ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

(カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

(キ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

イ 初動対応

(ア) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員(リエンジン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。

(ウ) 災害発時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

(エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

(キ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

(4) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の

復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、「測量法」第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

5 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者(県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待つまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物(火薬類等)の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

(2) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(3) 日本赤十字社

ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては市や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付と配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金等の迅速公正な配分に努める。

(4) 日本郵便株式会社

災害発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他関係する行政機関、ライフライン事業者、関連事業者及び報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

災害が発生した場合においては、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(5) 西日本電信電話株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

カ 気象等警報を市へ連絡する。

キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(6) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(7) KDDI株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(8) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(9) ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(10) 楽天モバイル株式会社

ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(11) 東邦瓦斯株式会社(※)

ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

(12) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(13) 中部電力株式会社(※)

ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)

(14) イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

7 指定地方公共機関

(1) 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良事業に関する技術的指導、情報提供、及び農業用施設等の整備点検を行う。

(2) 一般社団法人愛知県トラック協会

災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

(3) 名古屋鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送等を行う。

ウ 死傷者の救護及び処置を行う。

エ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(4) 公益社団法人愛知県医師会

ア 医療及び助産活動に協力する。

イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

(5) 一般社団法人愛知県歯科医師会

ア 歯科保健医療活動に協力する。

イ 身元確認活動に協力する。

- (6) 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (7) 公益社団法人愛知県看護協会
 - 看護活動に協力する。
- (8) 一般社団法人愛知県病院協会
 - 医療及び助産活動に協力する。
- (9) 一般社団法人愛知県 LP ガス協会
 - ア LP ガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - イ 発災後は、LP ガス設備の災害復旧をする。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 西尾市医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (2) 西尾市歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (3) 西尾市薬剤師会
 - ア 医薬品等の要求及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (4) 土地改良区
 - 土地改良区が管理する農業用施設の新設や改修等、及び農地の保全並びに災害復旧等を行う。
- (5) 株式会社キャッチネットワーク
 - ケーブルテレビ放送により、防災知識の普及と市が提供する災害に関する情報等について放送を行う。
- (6) 産業経済団体
 - 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。
- (7) 文化、厚生、社会団体
 - ア 日赤奉仕団、町内会等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
 - イ アマチュア無線クラブ等の団体は、災害情報活動の援助について協力する。
 - ウ 社会福祉協議会は、ボランティア支援本部の開設・運営等のボランティア活動に協力する。
- (8) 西尾市建設業協会
 - ア 公共土木施設の被害調査及び人命救助その他の応急対策に協力する。
 - イ 公共土木施設等の災害応急復旧に協力する。
- (9) 危険物施設の管理者
 - 危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
- (10) その他重要な施設の管理者
 - その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災協働社会の形成推進	危機管理局(危機管理課)
第2 自主防災組織・ボランティアとの連携	危機管理局(危機管理課)、市民部(地域つながり課)
第3 企業防災の促進	危機管理局(危機管理課)、産業部(商工振興課)

■市民・自主防災組織の役割

- ・自主防災活動を推進すること（各節を参照）。
- ・防災リーダーを選出し、研修の受講等によりリーダーとしての知識を習得すること。

第1 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためにには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、市、市民、事業者、自主防災組織、議会、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

3 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

4 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難

場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市の地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 自主防災組織の設置・育成

市は、「西尾市自主防災会設置推進要綱」に基づき、資機材の貸与や防災訓練の指導を通して、地域住民による自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。また、多様なニーズに対応するために自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図るものとする。

2 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

3 防災ボランティア活動の支援

- (1) ボランティアコーディネーターの確保

市及び西尾市社会福祉協議会は、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

- (2) 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

4 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるも

のとする。

5 市における措置

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

6 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難指示等の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
- キ 避難行動要支援者への支援

7 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。また、防災リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図るものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、市は、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、啓発用資機材などを整備し、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が、企業、学校、防災ボランティア団体、防災関係機関同士と顔の見

える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

8 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び西尾市社会福祉協議会は、平常時において次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、定期的にNPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市及び西尾市社会福祉協議会は、ボランティア支援本部の開設に必要な机、椅子、電話等の資機材を確保する。

(イ) 市及び西尾市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行ふ。

イ 市及び西尾市社会福祉協議会は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の開設訓練を行う。

(2) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び西尾市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災者の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等の受講の案内をするものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握とともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不測への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極

的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画(BCP)等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2節 水害予防対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 河川防災対策	危機管理局(危機管理課)、建設部(河川港湾課)、県(西三河建設事務所)、国(中部地方整備局)
第2 雨水出水対策	上下水道部(上下水道営業課、下水道整備課)、建設部(農地整備課)、県(西三河建設事務所)
第3 海岸防災対策	建設部(河川港湾課)、県(西三河建設事務所、幡豆農地整備出張所)
第4 浸水想定区域における対策	建設部(河川港湾課)、上下水道部(上下水道営業課、下水道整備課)、国(中部地方整備局)、県(西三河建設事務所)
第5 農地防災対策	建設部(農地整備課)、県(幡豆農地整備出張所)、国(東海農政局)、西尾土地改良区

第1 河川防災対策

1 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

2 河川改修

河川管理者は、一級河川及び中小河川について狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。

また、流量増に対処して安全度の向上と河道整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備もあわせて実施する。

また、総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。

3 河川情報等の提供等

県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメール配信を行う。

市は、浸水想定区域や避難情報をハザードマップ等により周知し、避難体制の確保を図る。

4 予想される水災の危険の周知

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

5 市民の自発的な行動の促進

市は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組みを「みずから守るプログラム」として推進する。

6 市、中部地方整備局及び県における措置

(1) 洪水予報連絡会

中部地方整備局は、「水防法」及び「気象業務法」(昭和27年法律第165号)に基づく矢作川の洪水予報業務に資するため、名古屋地方気象台、関係市町村等と連携した矢作川洪水予報連絡会を開催する。市は、同連絡会に参加し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

「水防法」第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に、県は「矢作川圏域水防災協議会」(対象：矢作古川、広田川等県管理河川)を、中部地方整備局は「矢作川水防災協議会」を組織し、矢作川圏域及び矢作川流域の関係市町、名古屋地方気象台等とともに、氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

(3) 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

(4) 近隣市町との連携

沿岸地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、県、名古屋地方気象台、中部地方整備局、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）」に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。

(5) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

7 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む。）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第2 雨水出水対策

1 市における措置

公共下水道事業として、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るために、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、

浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業にあたり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 下水道管理者（県（建設局）及び市）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- (4) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3 海岸防災対策

1 市及び県における措置

(1) 高潮、波浪対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。

(2) 侵食対策事業

海岸管理者は、侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

(3) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

2 関連調整事項

港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」3

第4 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、「水防法」に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	矢作川
----------	-----

○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	矢作古川、広田川、乙川
---------	-------------

2 雨水出水浸水想定区域の指定（市及び県における措置）

(1) 区域の指定

市又は県は、「水防法」に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ作成を支援する。

3 高潮浸水想定区域の指定（県における措置）

(1) 区域の指定

県は、「水防法」に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ作成を支援する。

○ 水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から 弥富市鍋田町地先まで）
---------	---

4 浸水想定区域のある市における措置

(1) 地域防災計画に定める事項

西尾市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図っている。

（第3章／第2節／避難行動及び資料編参照）

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 「災害対策基本法」第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(イ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（ア）要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を

要する者が利用する施設) でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

- (イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップの配布

地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市の指示等

市は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第5 農地防災対策

1 市、国、県及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、樋門、排水路、排水管理施設等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの配布等により、適切な情報提供を図る。

(3) 用排水施設整備事業

自然的・社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等に被害が生ずるのを防ぐため、樋門、水路等の改修又は更新を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水調節用のダムの新設又は改修並びに洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

2 関連調整事項

(1) ため池等の耐震診断を行い、地震による決壊等のおそれがある施設は耐震基準に適合した構造で改修を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水想定区域に公共施設や住宅等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）については、優先的に耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作製等により、適切な情報提供を図るものとする。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」3

第3節 土砂災害等予防対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 土地利用の適正誘導	都市整備部(都市計画課)
第2 土砂災害の防止	産業部(農水振興課)、建設部(河川港湾課)、都市整備部(建築課)、県(西三河建設事務所、西三河農林水産事務所)
第3 砂防対策	建設部(河川港湾課)、国(中部地方整備局)、県(西三河建設事務所)
第4 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策	建設部(河川港湾課)、健康福祉部(福祉課、長寿課) 危機管理局(危機管理課)
第5 宅地造成の規制誘導	都市整備部(建築課)、県(西三河建設事務所)
第6 被災宅地危険度判定の 体制整備	都市整備部(建築課)、県(西三河建設事務所)

第1 土地利用の適正誘導

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、「土地基本法」(平成元年法律第84号)の基本理念を踏まえ、「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに「都市計画法」(昭和43年法律第100号)をはじめとする各種個別法令等に基づく規制により、適正かつ安全な土地利用への誘導を図る。

第2 土砂災害の防止

1 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づく「災害危険区域(地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。

※現時点では愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、未指定の危険箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 県は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(ア) 特定の開発行為の制限

(イ) 建築物の構造規制による安全確保

(ウ) 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

(ア) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

(イ) 標識等による住民への周知

(ウ) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導

(エ) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

(オ) 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

(ア) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制

(イ) 標識等による住民への周知

(ウ) 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
- イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。
 - (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(イ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

市は、地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」4、5、8、9

第3 砂防対策

中部地方整備局及び県は、次の事業を実施する。

1 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や渓流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る渓流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家

5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面対策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工の施設整備を実施する。

第4 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

市及び県は、要配慮者利用施設に係る土砂災害対策として次の措置を行う。

1 市及び県における措置

(1) 県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

(2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を県及び市の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。

2 市における措置

(1) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市の指示等

市は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、そ

の旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の避難確保計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第5 宅地造成の規制誘導

1 宅地造成工事規制区域

市及び県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のための必要な規制を行う。

2 造成宅地防災区域

市は、県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるもの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

3 宅地危険箇所のパトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第6 被災宅地危険度判定の体制整備

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された地震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4節 事故・火災等予防対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 海上災害対策	消防本部(予防課、指令課、消防署)
第2 鉄道災害対策	消防本部(指令課、消防署)、県(防災安全局)、国(中部運輸局)
第3 道路災害対策	建設部(土木課)、消防本部(指令課、消防署)、県(西三河建設事務所、西尾警察署)、国(愛知国道事務所)
第4 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	消防本部(予防課、指令課、消防署)、県(防災安全局、保健医療局)
第5 高圧ガス保安対策	県(防災安全局)、国(中部近畿産業保安監督部)
第6 火薬類保安対策	消防本部(予防課、指令課、消防署)、県(防災安全局)
第7 林野火災対策	消防本部(予防課、指令課、消防署)、産業部(農水振興課)

第1 海上災害対策

1 排出油等防除資材等の整備・備蓄

市は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

2 防災体制の強化

市は、大規模海難事故や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2

第2 鉄道災害対策

1 市、県及び警察における措置

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

2 市、中部運輸局、県及び警察における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市は、中部運輸局、県、警察等と連携し、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理、整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

市は、中部運輸局、県、警察、鉄道事業者と連携し、大規模鉄道災害を想定した防災体制の強化を図る。

第3 道路災害対策

1 道路構造物の点検

道路管理者は、道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

2 訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

3 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理、整備等に努める。

4 救急救助用資機材の整備

市、県及び警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第4 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 実態把握と保安指導の強化

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

2 化学消防力の強化

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

3 事業所の保安体制の確立

(1) 自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項、点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第5 高圧ガス保安対策

中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

第6 火薬類保安対策

中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、関係法令に基づき保安意識の高揚、規制の強化、自主防災体制の整備及び予防対策を推進する。

また、市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

第7 林野火災対策

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。

特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。

また、林野火災の多発する時期には、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く火災予防思想の普及、啓発を図る。

2 林野パトロール

市は、林野火災の未然防止を図るため、林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化を関係者に依頼する。

3 森林経営計画等による予防施設の整備

森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。

4 林道網の整備

市は、林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

5 防火用水の整備

市は、治山ダム工、谷止工等の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

6 予防機材等の整備

市は、林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

7 林野所有(管理)者に対する指導

市は、林野所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。

また、火入れに際しては、「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

第5節 建築物等の安全化

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 交通関係施設対策	建設部(土木課、河川港湾課)、県(西三河建設事務所)、国(中部地方整備局)、名古屋鉄道株式会社
第2 ライフライン関係施設対策	建設部(土木課)、上下水道部(上下水道経営課、上下水道営業課、水道整備課、下水道整備課)、県(西三河建設事務所)、中部地方整備局、中部電力パワーグリッド株式会社、東邦瓦斯株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社キャッシュネットワーク
第3 文化財保護対策	教育委員会事務局(文化財課)、県(県民文化局)
第4 防災建造物整備対策	資産経営局(資産経営課)、都市整備部(建築課)、教育委員会事務局(教育庶務課)

第1 交通関係施設対策

1 道路

道路管理者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

2 鉄道

名古屋鉄道株式会社は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

3 港湾・漁港

中部地方整備局、県（建設局）及び市は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) 漁港改修

外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」2、3

第2 ライフライン関係施設対策

1 市、県及び施設管理者における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

中部電力パワーグリッド株式会社は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食料その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

東邦瓦斯株式会社は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置、機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要的ものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務施設の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

市は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設、水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

市は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう設備の防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(1) 防火、防水対策

- ア 防火シャッター、防火扉、防火壁、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 防水扉、防潮板の設置
- ウ 下水管、ビル内のマンホール、洞道からの浸水防止
- エ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(2) 通信網の対策

- ア 伝送路の多ルート化
- イ 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(3) 各種災害対策機器の整備

- ア 孤立防止用衛星電話機の拡充
- イ 可搬型無線機の配備
- ウ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- エ 船艇の配備
- オ 防災用資機材の配備

(4) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 災害時における通信の疎通訓練
- ウ 設備の災害応急復旧訓練
- エ 社員の非常招集訓練

(5) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

7 通信施設（KDDI株式会社）

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(1) 防火・防水対策

- ア 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
- ウ 防水扉・防潮板の設置

(2) 通信網の整備

- ア 国際伝送路の多ルート化
- イ 国内外代替伝送路の確保

(3) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 災害時における通信の疎通訓練
- ウ 国際通信設備等の応急復旧訓練
- エ 社員の非常招集訓練

(4) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- ア 國際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
- イ 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
- ウ 可搬型国際電話ブース配備の検討

(5) 緊急連絡手段確保対策

- ア 緊急社員呼出しシステム導入の検討
- イ アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討

(6) 緊急輸送対策

- 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

8 通信施設（株式会社NTTドコモ）

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(1) 防火・防水対策

- ア 防火シャッター、防火扉、防火壁、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 防水扉・防潮板の設置

(2) 通信網の整備

- ア 伝送路の多ルート化
- イ 重要通信センタの分散化

(3) 各種災害対策機器の配備

- ア 移動無線基地局(中継函タイプ含む)車の配備
- イ 移動電源車の配備
- ウ 非常用マイクロ設備の配備
- エ 衛星携帯電話及び携帯電話の配備

(4) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 災害時における通信の疎通訓練
- ウ 設備の災害応急復旧訓練
- エ 社員の非常招集訓練

(5) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策

蓄電池、発電装置の長時間化

(6) 被災地域への通信の疎通確保対策

- ア 災害対策機器による通信の疎通確保
- イ 非常用基地局による通信の疎通確保

9 通信施設（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

(1) 防火・防潮対策

- ア 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 防水扉・防潮板の設置

(2) 通信網の整備

- ア 伝送路のマルート化
- イ 主要な中継交換機の分散設置
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(3) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 社員の非常招集訓練
- ウ 災害時における通信の疎通確保訓練
- エ 各種災害対策用機器の操作訓練
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- カ 消防訓練
- キ 避難訓練と救護訓練

(4) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線により基地局伝送路の検討

(5) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

10 通信施設（楽天モバイル株式会社）

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(1) 設備の耐震対策

ア 建物、鉄塔の耐震対策

イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火対策

防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

(3) 通信網の整備

ア 伝送路の多ルート化

イ 主要な中継交換機の分散設置

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(4) 防災に関する訓練

ア 災害予報及び警報伝達

イ 非常招集

ウ 災害時における通信疎通確保

エ 各種災害対策用機器の操作

オ 電気通信設備等の災害応急復旧

カ 消防

キ 避難と救護

(5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(6) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(7) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

1.1 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

(1) 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

(2) 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

(3) 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

(4) 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

(5) 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

(6) 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、災害に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

1.2 放送施設

株式会社キャッチネットワークは、碧海5市及び西尾市に密着した情報を発信し、災害時における市民への情報伝達手段として有効であるので、その機能を確保するため、次の対策を講ずる。

- (1) 放送設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- (2) 防火設備等を設け二次災害の発生を防止する。
- (3) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。
- (4) 重要伝送ルートの多ルート化を実施する。

第3 文化財保護対策

1 市及び県における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 国、県及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア　所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行

し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（収蔵庫、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣を要請して、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第4 防災建造物整備対策

1 公共建築物の不燃化

市は、市営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。

2 優良建築物等整備事業の推進

市は、市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

3 防災上重要な施設の耐水性能の確保

市は、防災拠点など、防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があるため、当該建築物の新設等に際して必要な浸水対策等を施す。

4 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

市は、河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設等に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

5 文教施設

市及び各学校施設の管理者は、次の対策を実施し、災害の予防に努める。

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
- (3) 危険物の災害予防

第6節 都市の防災性の向上

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 都市計画のマスタープランの策定	都市整備部(都市計画課)
第2 防災上重要な都市施設の整備	建設部(土木課)、都市整備部(都市計画課、公園緑地課)
第3 建築物の不燃化の促進	都市整備部(都市計画課、建築課)
第4 市街地の面的な整備・改善	建設部(河川港湾課)、都市整備部(都市計画課、建築課)

第1 都市計画のマスタープランの策定

都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

第2 防災上重要な都市施設の整備

1 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、緑の基本計画に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有效地に機能するため保全に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、新たな防火地域、準防火地域の指定を検討し、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

2 建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るために、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、「建築基準法」を中心とする各種法令により、災害発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

- (1) 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- (2) 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようとする。
- (3) (2)に掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」10

第4 市街地の面的な整備・改善

1 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は災害等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

第7節 孤立対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 孤立危険地域の把握	交流共創部(佐久島振興課)、危機管理局(危機管理課)
第2 孤立への備え	交流共創部(佐久島振興課)、危機管理局(危機管理課)

■市民・自主防災組織の役割

- ・孤立時の備えとして、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うこと。

第1 孤立危険地域の把握

市は、災害発生時に海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある佐久島の災害対策設備等の状況について、あらかじめ把握する。

第2 孤立への備え

1 孤立集落と外部との通信の確保

(1) 機能の確保

市は、既存の通信機器のための非常用電源の確保、停電時の確実な切り替え、保守点検及び非常用電源の燃料の確保を図る。

また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(2) 通信手段の確保

市は、佐久島と本庁、支所間等との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努める。

(3) 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

2 物資供給・救助活動体制の整備

(1) 市は、集落が長期にわたって孤立する場合は、医薬品等が不足することが懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討する。

(2) 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保する。また、生地着陸の可能な箇所(田畠、農・林道等)もリストアップする。

(3) 市は、夜間のヘリコプターの離着陸に備えた方法や、一色漁港の耐震強化岸壁を利用した船舶等による輸送方法を検討する。

3 孤立に強い集落づくり

市は、孤立の可能性を考慮して、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び家庭での備蓄の促進を図ることとする。

また、人口に加えて観光客に考慮した避難施設を確保・整備するとともに、必要に応じて土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施する。

4 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、災害発生時の孤立可能性、孤立時の対応、安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、ハザードマップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努める。

第8節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	総務部(税務課)、危機管理局(危機管理課)、市民部(地域つながり課)、建設部(土木課、農地整備課、河川港湾課)、都市整備部(建築課)、環境部(ごみ減量課)、上下水道部(上下水道経営課、上下水道営業課、水道整備課)、消防本部(消防総務課、指令課、消防署)、県(防災安全局)
第2 防災担当者の教育訓練の実施	危機管理局(危機管理課)

■市民・自主防災組織の役割

- 飲料水、食料及び生活必需品を家庭内で備蓄(7日分程度)すること。

第1 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 防災用施設等の整備

市は、風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の見直しを行い、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の見直しに当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における市民部の役割について、危機管理局と男女共同参画担当部局である市民部が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により人材の育成を図る。

イ 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、杭木、土のう袋、スコップ、かけや等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 防災用拠点施設の屋上番号表示

市は、市庁舎等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(10) 消防施設・設備の整備促進

市は消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、耐震性貯水槽等の消防水利、通信指令施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層建築物等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、消防本部、消防署及び出張所等の施設及び設備の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

さらに、市の災害対応業務の省略化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(3) 被災者等への情報伝達

通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

3 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

4 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

5 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。備蓄に当たっては、ローリングストックの周知に努めるものとする。

※ローリングストック：定期的（1か月に1、2度）に食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならぬ事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(リッ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
-----------	--------------	-----------	--------

発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、給水車等
4日～10日	20	おおむね250m以内	仮設給水栓（本管付近）
11日～21日	100	おおむね100m以内	仮設給水栓（支管付近）
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、飲料水兼用耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

(ア) 井戸使用の注意

浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 防災用井戸

生活用水として用いるために設置した防災用井戸の適切な保守管理に努めるとともに、引き続き防災用井戸の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時協力井戸への登録

市は、個人が所有している井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に自主防災会等が生活用水として利用できる体制作りを推進する。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な管理

飲料水兼用耐震性貯水槽による迅速な給水が可能となるよう、平常時から点検等を行うなど、適切な管理に努める。

7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

8 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、西尾市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保

や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。また、市及び関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市環境部、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びN P O・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

9 罷災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罷災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害調査担当者及び受付等対応者の確保・育成を始め、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるほか、資機材の整備並びに受付会場の調整・確保もあわせて罷災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罷災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2 防災担当者の教育訓練の実施

災害に対処する防災担当者に対し、災害に関する深い知識と防災資機材を使うことのできる知識、技能を習得させるため、教育訓練を実施する。

第9節 避難行動の促進対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	危機管理局(危機管理課)、県(防災安全局)
第2 緊急避難場所及び避難路の選定	危機管理局(危機管理課)、建設部(土木課)、西尾警察署
第3 避難情報に関する判断・伝達マニュアルの見直し等	危機管理局(危機管理課)、建設部(河川港湾課)
第4 避難誘導等に係る計画の策定	危機管理局(危機管理課)、建設部(河川港湾課)、教育委員会事務局(学校教育課)、病院診療部、看護部、防災上重要な施設の管理者
第5 避難に関する意識啓発	危機管理局(危機管理課)、県(防災安全局)、名古屋地方気象台

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域の避難誘導方法、避難行動要支援者の支援方法を決定し、訓練により周知すること。
- ・各避難所の使い方、運営方法や役割分担等を事前に決め、マニュアル・手引き等を作成すること。
- ・各家庭で災害時の行動、避難所及び連絡先を確認すること。

第1 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動の判断ができるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保、アナログ電波不感地域の解消を図る。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど、連絡体制の確立に努める。

なお、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてもあらかじめ検討しておく。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として「災害対策基本法施行令」（昭和37年政令第288号）に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。

なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながれ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

自主防災組織は、地域内で一時的に身の安全を確保し、集団を形成するための身近な場所として、あらかじめ一時避難場所を選定し、組織内の会員に周知しておくとともに、避難路の安全性の把握に努めるものとする。

2 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないとこと。

○資料編 第5「避難関係」1

第3 避難情報に関する判断・伝達マニュアルの見直し等

1 マニュアルの見直し

市は、作成した「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」について、次の事項に基づき、必要に応じて見直しを行う。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

ア 気象予警報及び気象情報

イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 海岸の水位情報

エ 土砂災害警戒情報、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。
 - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、すでに災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

ア 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避

難場所等への立ち退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立ち退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

ウ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超えると推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

2 判断基準等の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることがある。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生すること

を考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ア 避難情報を行う基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、生活必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 市における措置

市は、地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

本計画で具体的に定めるに内容については、第2章 第2節 第4、第2章 第3節 第2に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第10節 第2 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策 参照

第5 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示したハザードマップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

1 緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

2 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立ち退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）

ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

エ 市から「警戒レベル5」緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣で取りうる次善の行動を確認しておくこと。

(3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

- (1) ハザードマップの作製にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難所の整備等	危機管理局(危機管理課)、健康福祉部(福祉課、長寿課)
第2 要配慮者支援対策	健康福祉部(福祉課、長寿課)、危機管理局(危機管理課)、市民部(地域つながり課)、看護専門学校
第3 帰宅困難者対策	危機管理局(危機管理課)、総合政策部(秘書政策課)

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域の避難誘導方法、避難行動要支援者の支援方法を決定し、訓練により周知すること。
- ・各避難所の使い方、運営方法や役割分担等を事前に決め、マニュアル・手引き等を作成すること。
- ・各家庭で災害時の行動、避難所及び連絡先を確認すること。

第1 避難所の整備等

1 避難所等の整備

(1) 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

2 指定避難所の指定

(1) 市は、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定避難所を指定する。

(2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

(3) 市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

■一人あたりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

(注)介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (4) 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難所の指定に当たり、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- (7) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

3 避難所が備えるべき設備の整備

- (1) 指定避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、地下貯留型災害用トイレ、毛布、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を行っていくものとする。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、指定避難所には、防災倉庫を整備し、資機材の迅速な活用を図るものとする。

なお、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。

- ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

- (2) 避難所に災害用トイレ及び防災倉庫を整備し、防災機能の強化を図る。

■災害用トイレを整備済みの避難所

一色中部小学校（R1年度完了）	平坂中学校（R3年度完了）
花ノ木小学校（R1年度完了）	室場小学校（R3年度完了）
横須賀小学校（R1年度完了）	福地南部小学校（R3年度完了）
鶴城小学校（R2年度完了）	福地北部小学校（R4年度完了）
中畠小学校（R2年度完了）	寺津小学校（R4年度完了）
矢田小学校（R2年度完了）	西尾小学校（R4年度完了）
幡豆小学校（R3年度完了）	

■防災倉庫の整備を予定または整備済みの避難所等

吉良温泉観光組合（R1年度完了）	福地南部小学校（R3年度完了）
アイシン機工株式会社（R1年度完了）	室場小学校（R3年度完了）
一色中部小学校（R1年度完了）	寺津小学校（R4年度完了）
花ノ木小学校（R1年度完了）	西尾小学校（R4年度完了）
津平保育園（R1年度完了）	福地北部小学校（R4年度完了）
吉良カントリークラブ（R1年度完了）	花ノ木保育園（R5年度完了）
横須賀小学校（R1年度完了）	福地北部保育園（R5年度完了）
横須賀保育園（R2年度完了）	中央体育館
矢田小学校（R2年度完了）	鶴城体育館
西野町小学校（R2年度完了）	室場保育園・白ばら園
鶴城丘高等学校（R2年度完了）	見影保育園
横須賀ふれあいセンター（R2年度完了）	西尾幼稚園
中畠小学校（R2年度完了）	平坂小学校
八ツ面小学校（R2年度完了）	総合福祉センター
米津小学校（R2年度完了）	西尾勤労会館
鶴城小学校（R2年度完了）	文化会館
平坂中学校（R3年度完了）	西野町ふれあいセンター
幡豆小学校（R3年度完了）	

(3) 市は、避難所に指定された公共施設の改修等を行う際には、防災機能の向上に努めるとともに、長期避難者への対応や避難生活における利便性を考慮するものとする。また、公共施設再配置計画においても防災力の減少を招くことのないよう努め、防災施設を集約することによる効率化を図るものとする。

4 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

5 避難所の運営体制の整備

- (1) 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める

ものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え
感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

6 福祉避難所

市は、障害者等の専門的な救援措置を必要とする要配慮者の避難所として福祉避難所を指定する。必要に応じ、県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。また、民間福祉施設と協定を結ぶなど、障害の種類、程度に応じた施設の指定に努める。

7 車中避難用スペースの確保

余震への恐怖やプライバシーの確保等により、避難所外で生活する避難者のため、避難所周辺における車中避難用スペースの確保に努める。

第2 要配慮者支援対策

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア団体等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(4) 防災備品等の整備

施設管理者は、災害に備え、食料等生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア団体、国、他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

また、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。また、名簿作成の際は、避難行動要支援者本人へ平常時から避難支援等関係者に情報提供することについて説明、意思確認を行う。

名簿を基に個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に情報を提供することに努める。ただし、避難行動要支援者等の同意が得られない場合はこの限りでない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

市は、避難行動要支援者の避難対象について、災害対策基本法及び、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）及び、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（愛知県）に基づき「西尾市避難行動要支援者支援マニュアル」を作成し、避難行動要支援者の所在把握や避難支援を実施する。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(2) 避難支援等関係者となる者

ア 避難行動要支援者による事前合意の下に、名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者

- (ア) 自主防災組織又は町内会
- (イ) 民生委員・児童委員
- (ウ) 警察、消防
- (エ) その他市が名簿の提供を必要と認めた者

イ 災害発生時に、名簿情報の提供を受けて、安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

在宅で生活し、以下のいずれかに該当する者

- ア 75歳以上の人暮らしの高齢者（市が実施する高齢者調査の登録者）
- イ 要介護認定3以上の者
- ウ 身体障害1～2級の者
- エ 知的障害A判定の者
- オ 精神障害1級の者

カ 難病患者

キ その他支援を必要としている者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は以下の事項とし、市は、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を入手する。また、県その他の関係者の協力を得て、必要な情報を入手する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ 電話番号

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他必要と認められる事項

(5) 名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(6) 個別避難計画の作成

名簿作成に必要な情報に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成する。

(7) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に登載される要支援者は、名簿と同様に転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。また、平常時から情報を避難支援等関係者に提供するよう努める。

(8) 情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難支援等関係者に対し、個人情報の保護に十分配慮し、名簿及び個別避難計画記載の情報を適切に管理する旨の説明を行い、漏洩防止を図る。

(9) 名簿情報の適切な管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(10) 避難支援関係者等の安全確保

市は、避難支援を行う自主防災組織、地域支援者やその家族の安全確保のため、地域の実情に応じて避難支援を行えるよう配慮する。場合によっては支援者が避難支援を行うことができない場合があることを、避難行動要支援者へ理解してもらうよう努める。

(11) 避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(12) 個別避難計画と地区防災計画の整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者とでは、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 市からのお知らせを多言語で継続的に発信する西尾市地域つながり課公式 Facebook ページ「にしおし からの おしらせ -西尾市地域つながり課-」により、災害時においても避難情報を始めとする災害関連情報を提供できるよう備える。
- (6) 西尾市災害多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置に備え、平時から市内外の外国人に関わる関係団体との連携を図るとともに、防災訓練など必要な事業を実施し、災害時に協力体制を確保できるような体制を整備する。

5 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設名称及び所在地について住民に公表し、周知を図る。

6 洪水時等の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

7 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(4) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(5) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

事業所等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第11節 広域応援・受援体制の整備

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 広域応援・受援体制の整備	危機管理局(危機管理課)
第2 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	危機管理局(危機管理課)、消防本部(消防総務課、指令課、消防署)
第3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	危機管理局(危機管理課)、産業部(商工振興課) 交流共創部(観光文化振興課)
第4 防災活動拠点の確保等	危機管理局(危機管理課)、産業部(商工振興課) 交流共創部(観光文化振興課)

■基本方針

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1 広域応援・受援体制の整備

1 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えるものとする。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、「災害対策基本法」第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

市は、「災害対策基本法」第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構

築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

3 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

○資料編 第7「災害協定・覚書等」

第2 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を県に要請するために、受援体制の確立に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 県内の広域消防相互応援

市は、県下に大規模災害等が発生した場合において「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

○資料編 第7「災害協定・覚書等」

第3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の物資集積拠点（地域内輸送拠点）について把握・点検するものとする。

また、市、県及び国（国土交通省）は、「道の駅にしお岡ノ山」及び「愛知こどもの国」を地域の防災活動拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12節 防災訓練及び防災意識の向上

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災訓練の実施	危機管理局(危機管理課)、建設部(河川港湾課)
第2 防災のための意識啓発・広報	危機管理局(危機管理課)
第3 防災のための教育	危機管理局(危機管理課)、子ども部(保育課)、教育委員会事務局(学校教育課、生涯学習課)、県(教育委員会)

■市民・自主防災組織の役割

- ・総合防災訓練、自主防災訓練に参加し、災害時の行動を習熟すること。
- ・地域の自主防災訓練を主催し、地域住民の参加を呼びかけること。

第1 防災訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって市及び防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて、訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の鍛錬を図る。

その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

1 訓練の種類

(1) 図上訓練

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び各地区対策班等において応急対策活動に従事する要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

(2) 実動訓練

ア 基礎訓練

- | | | | |
|----------------------|------------------|-------------|------------|
| (ア) 水防訓練 | (イ) 消防訓練 | (ウ) 避難・救助訓練 | (エ) 通信訓練 |
| (オ) 非常招集訓練 | (カ) 給食給水訓練 | (キ) 防疫訓練 | (ク) 警備訓練 |
| (ケ) 輸送訓練 | (コ) 電話、電力、ガス復旧訓練 | | (サ) 広域応援訓練 |
| (シ) その他災害応急対策活動に伴う訓練 | | | |

イ 総合防災訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

2 実施方法

(1) 実施時期

洪水等が予想される大雨、台風期の前など、最も訓練の効果のある時期に実施するものとする。

(2) 実施地域

河川又は海岸の危険地域等水害のおそれのある地域で実施するものとする。

(3) 実施方法

県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、ボランティア団体及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した災害応急対策活動を実施する。

(4) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(5) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(6) 防災訓練に伴う交通規制

実働訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制をするよう公安委員会と協議する。

(7) 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 防災のための意識啓発・広報**1 防災意識の啓発**

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

広報の重点事項は、次のとおりである。

(1) 災害に関する基礎知識

(2) 正確な情報の入手

(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

(5) 地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識

(6) 警報等や避難情報の意味と内容

(7) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

(8) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

(9) 避難生活に関する知識

(10) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの

決め等)について、あらかじめ決めておくこと。)

- (11) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- (12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジヤー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

4 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、平常時から、広報紙等を通じて予防、応急措置、避難等防災に関する情報を提供し、災害についての市民の知識向上に努める。また、報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

5 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 防災のための教育

1 学校等における防災教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るために学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、児童生徒等に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市職員に対する防災教育

市職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 予想される災害に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 現在講じられている防災対策に関する知識
- (5) 災害が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (6) 家庭の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (7) 今後、防災対策として取り組むべき必要のある課題

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第13節 防災に関する調査研究の推進

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災に関する調査研究の推進	危機管理局(危機管理課)、建設部(河川港湾課、農地整備課)、都市整備部(都市計画課)、県(防災安全局)

第1 防災に関する調査研究の推進

1 市及び県における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 市における措置

(1) 防災カルテ等の整備

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル(町内会単位、校区などの単位)でのきめ細かな防災カルテ・ハザードマップの作成を推進する。

なお、防災カルテ等に記載すべき事項は、① 災害危険箇所、② 避難所、③ 避難路、④ 防災関係施設などである。

(2) 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し記録する地籍調査の推進を図る。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 活動態勢(組織の動員配備)

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 災害対策本部の設置・運営	危機管理局(危機管理班)、市民部(各地区対策班)
第2 職員の動員・配備	危機管理局(危機管理班)
第3 非常配備体制下の活動	各部(各班)
第4 職員の派遣要請	危機管理局(危機管理班)、総合政策部(人事班)
第5 災害救助法の適用	危機管理局(危機管理班)

第1 災害対策本部の設置・運営

市は、「災害対策基本法」第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

各防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

1 災害対策本部の設置・廃止

災害対策本部は次の区分により設置し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めた時に廃止する。

■災害対策本部設置基準

- (1) 次の各警報等の1以上が西尾市に発表され、市長が必要と認めたとき。
 - ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報
 - エ 高潮注意報が発表され警報に切り替わる可能性がある場合
 - オ 水防警報(矢作川、矢作古川、三河湾沿岸) カ 大雪警報
 - キ 波浪特別警報
- (2) 矢作川に氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき。
- (3) 次の河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
 - ア 矢作川 イ 矢作古川 ウ 広田川 エ 北浜川
 - オ 矢崎川
- (4) 西尾市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (5) 西尾市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
- (6) 大規模事故により行政の対応が必要となったとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

2 設置場所

(1) 災害対策本部

災害対策本部は原則として、西尾市役所本庁舎に設置する。

(2) 地区対策班

災害対策本部を設置した場合は、各地区的活動拠点として各支所に地区対策班を設置する。支所が被災した場合は、一色地区対策班は消防署一色分署に、吉良地区対策班はきら市民交流センターに、幡豆地区対策班は幡豆いきいきセンターにそれぞれ設置する。

■本部の設置場所

- ・本部員会議室：防災会議室(21会議室)、事務局：危機管理課執務室、防災通信室
- ・各班の作業スペース：22会議室、多目的室

(3) 本部設置又は廃止の県等への報告

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、ライフライン機関等の関係機関に通報するものとする。

3 本部の組織・運営

(1) 組織・運営

災害対策本部の組織・運営は「災害対策基本法」、「西尾市災害対策本部条例」(昭和37年西尾市条例第31号)及び「西尾市災害対策本部要綱」に定めるところによる。

また、本市に「災害救助法」が適用された場合は、知事の委任を受けて、「災害救助法」に基づく救助事務を執行するものとする。

(2) 指揮権限の委譲

市長不在の場合は、以下の順に本部の指揮権限を委譲する。

- ア 副市長
- イ 教育長
- ウ 危機管理局長
- エ 消防長

※以降の順番は西尾市災害対策本部要綱別表第3のとおり

(3) 本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- ア 市内の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- エ 公用令書による公用負担に関する事項
- オ その他災害対策上重要な事項

(4) 連絡要員の派遣

災害対策における調整の必要がある場合は、県、自衛隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関に連絡要員の派遣を要請する。

○資料編 第9「条例・要綱等」3、4、5

■災害対策本部分掌事務

部（部長）	班（班長）	分掌事務
総合政策部 (総合政策 部長)	秘書政策班 (秘書政策課長)	本部長・副本部長の秘書に関すること。 市長会等を通じて国会・中央官庁等に対する要望等災害関係資料の取りまとめ及び陳情に關すること。 災害見舞の応接に關すること。 慶弔事務に關すること。 視察への対応に關すること。 防災功労者に対する褒賞及び表彰に關すること。 滞留者に關すること。 復興計画の策定と、策定に係る企画及び総合調整に關すること。
	広報広聴班 (広報広聴課長)	災害取材及び記録写真に關すること。 ①災害取材及び災害記録写真撮影に關すること。 ②災害取材記録・災害記録写真の整理及び提供に關すること。 各報道機関及び市民に対する災害対策の発表及び情報の提供に關すること。 広報車による住民等への警戒・災害情報伝達に關すること。 災害広報に關すること。 相談窓口の設置に關すること。
	人事班 (人事課長)	非常配備員の出勤状況の取りまとめに關すること。 職員及び家族の安否確認に關すること。 職員の配置調整に關すること。 職員の安全衛生、給食等に關すること。 他自治体等からの応援職員の受入れに關すること。 職員の任用、服務、解雇、賞罰及び身分に關すること。 職員の給与等に關すること。 市町村職員共済組合に關すること。
	情報政策班 (情報政策課長)	データファイルの管理、データの保護及びシステム等の復旧に關すること。（詳細は以下のとおり） ①情報系システム（インターネット通信関連） ②住基・税オンラインシステム ③統合型GIS ④情報系システム（グループウェア・共有フォルダ） ⑤本庁舎と一色・吉良・幡豆支所とのネットワーク ⑥本庁舎と外部施設とのネットワーク ⑦財務会計システム ⑧上記以外のシステム
総務部 (総務部 長)	総務班 (総務課長)	来庁者の安全確保に關すること。 庁舎及び附属建物の機能維持に關すること。 電話及び臨時電話に關すること。 自衛隊派遣部隊の受入れの協力に關すること。 備蓄品の管理及び配分の総括に關すること。 公用令書の発行に關すること。 公告式に關すること。 文書及び物品の收受及び発送に關すること。 所管施設の被害調査及び復旧に關すること。 漂流物に關すること。
	財政班 (財政課長)	燃料の調達に關すること。 災害対応に必要な経費の確保に關すること。 災害時における財政運営に關すること。 災害復旧工事等における契約事務に關すること。
	税務班 (税務課長)	災害に係る住家の被害認定に關すること。 罷災証明に關すること。 市税の納期限延長及び減免措置に關すること。 市税の減収・減免資料の収集に關すること。
	収納班 (収納課長)	税務班の応援に關すること。 災害に係る市税等の滞納金の徵収猶予に關すること。
資産経営局 (資産経営局長)	資産経営班 (資産経営課長)	避難場所、避難所及び他部の協力に關すること。 公共建築物が被害を受けた場合の復旧に係る情報収集及び相談に關すること。 市有自動車の配車に關すること。 車両の調達に關すること。 市有財産関係施設の被害調査の取りまとめに關すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
危機管理局 (危機管理 局長)	危機管理班 (危機管理課長)	災害対策本部の設置及び運営に関すること。 地震、気象情報等の受理伝達に関すること。 避難勧告等の発令に関すること。 避難所の開設指示及び収容人數の調整に関すること。 災害情報及び被害状況の収集に関すること。 県等への被害報告及び連絡調整に関すること。 防災行政無線の統制に関すること。 災害救助法の事務に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 協定団体への要請に関すること。 避難場所、避難所及び避難者の総括に関すること。 県への要請及び受入れの総括に関すること。
		警察署との連絡調整に関すること。 危機管理班の応援に関すること。 緊急通行車両の確保と手配に関すること。 被災地及び避難場所・避難所の防犯に関すること。
		避難所の開設に関すること。 被害状況及び避難状況等の情報収集・伝達に関すること。 福祉避難所に移送すべき要配慮者の把握及び移送に関すること。 発災後の余震等への対応に関すること。 傷病者の対応に関すること。 備蓄食料の取出し及び配布に関すること 避難場所・避難所における必要物資の取りまとめ及び要請、受入れ並びに配分に関すること。 避難場所・避難所における給水に関すること。
健康福祉部 (健康福祉 部長)	福祉班 (福祉課長)	福祉関係施設への警戒・災害情報伝達並びに連絡調整に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 西尾市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 避難行動要支援者（障害者）の情報提供に関すること。 福祉避難所の開設と連絡調整に関すること。 赤十字救援物資等の受領及び配分に関すること。 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。 西尾市赤十字奉仕団に関すること。 被災者生活再建支援に関すること。 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること。 罹災者に対する生活保護に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 各種障害者（児）手当に関すること。
		高齢者施設への警戒・災害情報伝達並びに連絡調整に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 介護老人福祉施設等との連絡に関すること。 避難行動要支援者（高齢者・要介護認定者）の情報提供に関すること。 福祉避難所の開設と連絡調整に関すること。
		保健班の協力に関すること。 国民健康保険被保険者証並びに後期高齢者医療被保険者証再交付に関すること。 福祉医療受給者の資格の問合せに関すること。 災害に係る国民健康保険税の納期限延長及び減免措置に関すること。 災害に係る国民年金保険料の免除の受付に関すること。 災害に係る後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免の受付に関すること。 養育医療の給付に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉 部長)	健康班 (健康課長) 他課に属する保健師 を含む	<p>医療救護所に関すること。</p> <p>所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>保健所との連絡に関すること。</p> <p>医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>防疫に関すること。</p> <p>被災者の健康管理に関すること。</p> <p>佐久島診療所の管理及び運営に関すること。</p> <p>母子健康手帳の交付に関すること。</p> <p>予防接種に関すること。</p> <p>母子保健に関すること。</p>
	看護専門学校班 (看護専門学校副学 校長)	<p>学生の安全確保に関すること。</p> <p>看護専門学校施設の機能維持に関すること。</p> <p>看護専門学校で開設・運営される福祉避難所に関すること。</p> <p>健康班及び市民病院の協力に関すること。</p> <p>学校の管理・運営に関すること。</p>
子ども部 (子ども部 長)	子育て支援班 (子育て支援課長)	<p>所管施設への警戒・災害情報伝達に関すること。</p> <p>所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び遺児手当に関すること。</p>
	保育班 (保育課長)	<p>所管施設への警戒・災害情報伝達に関すること。</p> <p>園児及び所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>避難所等での臨時保育に関すること。</p> <p>園の管理・運営に関すること。</p>
	家庭児童支援班 (家庭児童支援 課長)	<p>所管施設への警戒・災害情報伝達に関すること。</p> <p>所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p>
市民部 (市民部 長)	地域つながり班 (地域つながり 課長)	<p>所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>公共交通対策に関すること。</p> <p>①交通事業者の被害状況に関すること。</p> <p>②交通事業者の復旧情報をに関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>ボランティア支援本部に関すること。</p> <p>①ボランティア支援本部開設のための情報収集と連絡調整に関すること。</p> <p>②ボランティア支援本部の開設・運営に関すること。</p> <p>③ボランティア地区支援センター開設のための情報収集と検討に関すること。</p> <p>④ボランティア地区支援センターの開設・運営に関すること。</p> <p>災害多言語支援センターに関すること。</p> <p>①災害多言語支援センター開設のための情報収集に関すること。</p> <p>②災害多言語支援センターの開設・運営に関すること。</p> <p>③多言語地区支援センター開設のための情報収集と検討に関すること。</p> <p>④多言語地区支援センターの開設・運営に関すること。</p> <p>町内会、市民団体、NPO団体等との連絡調整に関すること。</p>

部（部長）	班（班長）	分掌事務
市民部 (市民部長)	一色地区対策班 (一色支所長)	来客者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 支所の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 佐久島振興班との連絡に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
		来庁者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 庁舎の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
		来庁者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 庁舎の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
		来庁者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 庁舎の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
市民班 (市民課長)	市民班 (市民課長)	住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。 所管施設の機能維持に関すること。 遺体の処理・埋火葬に関すること。 戸籍の届出の受付に関すること。 戸籍システムに関すること。 災害相談窓口の設置に関すること。 在留関連事務に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
交流共創部 (交流共創部長)	観光文化振興班 (観光文化振興課長)	観光施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。 所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 物資の受領・配分及び輸送に関し商工振興班の協力に関すること。 関係団体への被害調査報告の受理に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。
	佐久島振興班 (佐久島振興課長)	佐久島の施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 渡船施設及び乗客等への警戒・避難情報伝達に関すること。 佐久島における島民及び滞留者に関すること。 ①島民及び滞留者への避難指示、誘導及び情報把握に関すること。 ②滞留者の帰宅支援に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 船舶・渡船施設等の被害調査及び復旧に関すること。 ①船舶、渡船施設、航路の被害調査に関すること。 ②船舶、渡船施設の復旧に関すること。 渡船の臨時運航に関すること。 渡船の定期運航の再開に関すること。
産業部 (産業部長)	商工振興班 (商工振興課長)	勤労会館への警戒・避難情報伝達に関すること。 勤労会館の被害調査及び復旧に関すること。 ①勤労会館の被害調査に関すること。 ②勤労会館の復旧に関すること。 その他所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①その他所管施設の被害調査に関すること。 ②その他所管施設の復旧に関すること。 物資集積拠点の運営に関すること。 ①協定締結先からの物資の受領・配分及び輸送に関すること。 ②救援物資(PUSH型)の受領・配分及び輸送に関すること。 土地開発公社の開発用地(保有中)の被害調査及び復旧に関すること。 ①土地開発公社の開発用地(保有中)の被害調査に関すること。 ②土地開発公社の開発用地(保有中)の復旧に関すること。 商工業関係の被害調査に関すること。
	農水振興班 (農水振興課長)	物資の調達に関すること。 家畜の伝染病の予防及び防疫に関すること。 死亡獣畜及び水産関係廃棄物の取扱いに関すること。 農林水産関係の被害調査に関すること。 病害虫異常発生の防除に関すること。 農林漁業者の経営復旧に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
環境部 (環境部長)	環境保全班 (環境保全課長) ごみ減量班 (ごみ減量課長) 環境業務班 (環境業務課長)	所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 環境汚染の防止に関すること。 公害の処理に関すること。 放浪動物及びペットに関すること。 狂犬病予防法に関すること。
		災害廃棄物対策室の設置に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 ごみ・し尿等廃棄物の収集に関すること。 ①委託業者の被害状況把握に関すること。 ②支援要請と受入れの連絡調整（各班）に関すること。 ③住民等への広報に関すること。 ④一次集積所、臨時ステーション選定作業に関すること。 ⑤二次仮置場の選定作業に関すること。 仮設トイレの設置に関すること。 ごみ、がれき、し尿の発生量推計に関すること。 災害廃棄物処理実行計画策定に関すること。
		所管施設利用者の安全確保に関すること。 職員・委託業者参集可能人員及び安否確認に関すること。 ごみ・し尿施設の非常停止に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 ごみ・し尿等の廃棄物の非常処理に関すること。
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	土木工作班の編成に関すること。 土木資機材等の準備に関すること。 建設業者等への情報伝達及び協力要請に関すること。 市道の通行の禁止又は制限に関すること。 道路・橋梁・トンネル等の点検及び応急復旧に関すること。 ①道路・橋梁・トンネル等の点検に関すること。 ②道路・橋梁・トンネル等の応急復旧に関すること。（簡易な案件） 道路等の障害物の除去に関すること。 その他所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①その他所管施設の被害調査に関すること。 ②その他所管施設の復旧に関すること。（簡易な案件）
		編成に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 ため池の緊急点検及び復旧に関すること。 ①ため池の緊急点検に関すること。 ②ため池の復旧に関すること。 その他所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①その他所管施設の被害調査に関すること。 ②その他所管施設の復旧に関すること。
	河川港湾班 (河川港湾課長)	班編成に関すること。 陸こう・樋門管理に関すること。 ①陸こう・樋門管理点検及び被害調査に関すること。 ②陸こう・樋門管理の応急復旧工事に関すること。 災害情報の収集（土砂災害）及び愛知県との調整に関すること。 河川、海岸、漁港の点検及び応急復旧に関すること。 ①河川、海岸、漁港の応急復旧工事に関すること。 ②河川、海岸、漁港の点検及び被害調査に関すること。 ③河川、海岸、漁港の応急復旧資材の調達に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 河川・漁港等の障害物及び散乱物の除去に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
都市整備部 (都市整備部長)	都市計画班 (都市計画課長)	建設部の応援に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
	公園緑地班 (公園緑地課長)	建設部の応援に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 公園施設の活用に関すること。
		建築基準法第84条の規定による被災市街地の建築制限に関する地域指定に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①施工中工事現場における安全確認 ②所管施設の被害調査に関すること。 ③所管施設の復旧に関すること。
		応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 ①応急仮設住宅建設用地の選定、状況調査、要望確認に関すること。 ②応急仮設住宅の業務調整に関すること。 ③応急仮設住宅入居希望調査に関すること。
		被災宅地危険度判定に関すること。 被災住宅・建築物の応急補強対策等の相談に関すること。 住宅金融支援機構の特別融資に関すること。
	上下水道経営班 (上下水道経営課長)	水道庁舎及び附属建物の機能維持に関すること。 佐久島地区の上水道に関すること。 部内他班の応援に関すること。
		応急給水に関すること。 給水車等の確保に関すること。
		水道整備班及び下水道整備班の応援に関すること。
		水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 集中監視制御設備の運転及び維持管理に関すること。 水道施設及びこれに附属する施設の維持管理に関すること。 無線局に関すること。
	下水道整備班(下水道整備課長)	調査班の編成に関すること。 民間企業等との連絡調整に関すること。 所管施設の被害調査(一次)に関すること。 所管施設の応急処置に関すること。 所管施設の被害調査(二次)に関すること。 所管施設の機能回復及び被害調査(三次)に関すること。
病院事務部 (事務部長)	病院診療部 (診療部長) 看護部 (看護部長)	医療に関すること。 入院・外来患者の看護・保護及び避難誘導に関すること。 救護班による救護ができない者の収容及び治療に関すること。 救護班の編成及び派遣に関すること。 環境衛生の保持及び指導に関すること。 救急医薬品及び衛生材料の管理に関すること。 栄養指導及び収容者の給食に関すること。
		病院職員の出勤状況の取りまとめに関すること。
		収容者の受付に関すること。
		病院施設の機能維持に関すること。
		救護医薬品・衛生材料等の調達に関すること。
	教育委員会部 (教育部長)	所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 校具及び教具に関すること。 文教関係の災害資料及び記録の作成に関すること。
		学校等への警戒・避難情報伝達に関すること。
		児童・生徒の被災状況の調査に関すること。
		児童・生徒の安全確保に関すること。
		教科書、学用品に関すること。 学校の管理・運営に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
教育委員会部 (教育部長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。 公民館の管理・運営に関すること。
	文化財班 (文化財課長)	所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。 文化財の保護及び被害状況の調査に関すること。 市史編さんに関すること。
	図書館班 (図書館長)	所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。
消防部 (消防長)	消防総務班 (総務課長)	消防団に関すること。 防災関係機関との連絡調整に関すること。 消防の広域応援要請及び受入れに関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 備蓄資機材等の調達・供給に関すること。 消防車両等の燃料及び職員の食料、寝具等の調達に関すること。 緊急消防援助隊の受入れに関すること。
	予防班 (予防課長)	消防の災害活動状況の把握に関すること。 消防車両による住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 危険物等の規制と支援に関すること。 危険物施設の安全確認及び許認可事務に関すること。 液化石油ガスの届出受付事務に関すること。
	指令班 (指令課長)	通信施設の運用、通信手段の確保及び各種情報の受領と伝達に関すること。 通報の受付、出動指令等に関すること。 消防職員の招集及び参集状況の把握に関すること。 気象情報、災害情報及び火災警報に関すること。 消防活動における情報の収集・伝達・記録に関すること。 消防部指揮本部の設置及び指揮命令系統に関すること。 活動部隊の編成・運用に関すること。 活動隊への情報提供及び安全管理に関すること。 火災の原因及び損害の調査に関すること。
	消防署班 (消防署長、各分署長)	避難のための立ち退きの勧告・指示及び誘導に関すること。 消防活動（火災・救急・救助等）の実施に関すること。 北・東出張所の活動に関すること。 各分署の活動に関すること ①西分署の活動に関すること ②一色分署（佐久島分遣所を含む）の活動に関すること ③吉良分署の活動に関すること ④幡豆分署の活動に関すること

部（部長）	班（班長）	分掌事務
協力部 (議会事務 局長)	会計班 (会計管理者)	避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。 市民からの問い合わせの対応に関すること。 応急救助に要する経費の経理に関すること。 義援金の受付、収納及び支払いに関すること。 災害対応に必要な経費の支払いに関すること。 現金及び財産の記録管理に関すること。 支出負担行為の確認に関すること。
		正副議長、各議員とその家族の安否確認に関すること。 正副議長、各議員からの情報収集に関すること。 正副議長、各議員への情報提供に関すること。 避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。 議長及び議員の災害視察に関すること。 災害関係議会資料の作成に関すること。 議会の運営に関すること。 災害視察者の受け入れに関すること。
		監査委員事務局班 (監査委員事務局長)
		避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。 市民からの問い合わせの対応に関すること。

第2 職員の動員・配備

1 配備体制

市は、次の基準により非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

■配備基準

体制	指令又は解除の基準	動員内容
非常配備準備	<p>指令</p> <p>(1) 高潮注意報が発表されたとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p>解除</p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき又は被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	別記様式 (非常配備編成表)の とおり
第1非常配備	<p>指令</p> <p>(1) 次の各警報等の1以上が西尾市に発表されたとき。 ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報 エ 大雪警報 オ 高潮注意報が発表され災害が発生するおそれがあるとき。 カ 水防警報(矢作川、矢作古川、三河湾沿岸) キ 暴風雪警報 (2) 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき(矢作川、矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川) (3) 西尾市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) 西尾市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 (5) 大規模事故により行政の対応が必要となったとき。 (6) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p>解除</p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき又は被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	
第2非常配備	<p>指令</p> <p>(1) 次の各警報の1以上が西尾市に発表され、災害が発生するおそれが高まつたとき。 ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報 エ 高潮警報 オ 水防警報(矢作川、矢作古川、三河湾沿岸) カ 大雪警報 キ 暴風雪警報 (2) 次の各特別警報の1以上が西尾市に発表されたとき。 ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 高潮特別警報 エ 波浪特別警報 オ 暴風雪特別警報 カ 大雪特別警報 (3) 矢作川に氾濫警戒情報が発表されたとき。 (4) 河川の水位が避難判断水位に達したとき。(矢作川、矢作古川、広田川) (5) 河川の水位が水防団出動水位に達したとき。(矢崎川) (6) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は相当規模の災害が発生したとき。 (7) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p>解除</p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき又は被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	

第 3 非 常 配 備	指令	
	(1) 矢作川に氾濫危険情報が発表されたとき。 (2) 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。(矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川) (3) 大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。 (4) 大規模事故により全庁的な対応が必要となったとき。 (5) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	
解除	(1) 災害が発生するおそれが解消したときで、被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。	

非常配備編成表

部局	班	動員内容			
		非常配備準備	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
		人数	人数	人数	改正案（人数）
総合政策部	秘書政策班				3
	広報広聴班				2
	人事班				3
	情報政策班				2
総務部	総務班		1		2
	財政班				2
	税務班				
	収納班				
資産経営局	資産経営班				
危機管理局	危機管理班	3	7	10	
	交通対策班		1		3
	避難所配置職員		※1	※1	
健康福祉部	福祉班		1		4
	長寿班				5
	保険年金班				3
	健康班				3
	看護専門学校班				4
子ども部	子育て支援班		1		3
	保育班				4
	家庭児童支援班				2
市民部	地域つながり班		1		1
	一色地区対策班		2		2
	吉良地区対策班		2		4
	幡豆地区対策班		2		3
	市民班				3
交流共創部	観光文化振興班		1		3
	スポーツ振興班		1		3
	佐久島振興班				2
産業部	商工振興班		1		3
	農振興班				4
環境部	環境保全班				3
	ごみ減量班				3
	環境業務班				5
建設部	土木班		4		7
	農地整備班		3		7
	河川港湾班	1	3		5
都市整備部	都市計画班		1		2
	公園緑地班		1		2
	建築班		1		2
上下水道部	上下水道経営班		2		6
	上下水道営業班		4		5
	水道整備班		3		6
	下水道整備班		4		5
病院診療部・看護部			※2	※2	
病院事業部	管理・医事班		8		12
教育委員会事務局	教育庶務班		1		4
	学校教育班				10
	生涯学習班				2
	文化財班				2
	図書館班				2
消防部	消防総務班		4		4
	予防班		2		2
	指令班		1		1
	消防署班		7		7
協力部	会計班				3
	議会事務局班		1		2
	監査委員事務局班				2

全職員

※1 災害対策本部からの指示による

※2 西尾市民病院災害時対応マニュアルに定める職員とする

- ※各配備の職員の動員については、自動参集することなく、災害対策本部又は各部長から指示のあった場合に参集するものとする。
- ※上記以外の職員の参集については災害対策本部からの指示による。

2 職員の動員

(1) 動員の連絡

- ア 消防本部の無線通信を担当する職員は勤務時間外、休日等において、県から非常配備に該当する注意報、警報等及び地域内から緊急情報を受理したときは、直ちに危機管理課長、消防長その他必要と認める上司に報告する。
- イ 危機管理課職員は、上司から指示を受けたときは、速やかに非常連絡系統又は職員緊急通報システムにより緊急連絡を行う。
- ウ 連絡を受けた職員は、直ちに登庁し、所属長の指示により所要の配備体制につく。

(2) 動員報告

所属長は、所属職員の登庁状況を、直ちに危機管理局長に報告する。

(3) 職員による自己参集

災害対策を担当する職員は、非常配備体制の規定にかかわらず、勤務時間外・休日等において災害が発生したとき、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、情報に注意し、進んで所属の部課と連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集する。

なお、災害等発生により勤務先に参集できない場合は、最寄りの支所に参集し、支所長の指揮下に入るるものとする。

○資料編 第10「様式等」1、2

第3 非常配備体制下の活動

1 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりである。

- (1) 危機管理課(危機管理班)及び各地区対策班は、気象情報・災害関連情報の受信・発信及び現地の情報の収集等の情報連絡活動を行う。
- (2) 当該災害に関連している部課により各危険区域、河川・海岸等の見回り、樋門の操作など災害予防対策活動を行う。

2 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりである。

- (1) 危機管理班は、気象情報・対策通報等の受信・発信及び現地の情報を収集する。
- (2) 危機管理班は、雨量・水位・流量・潮位等に関する情報を収集する。
- (3) 各部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、本部員会議において相互に情勢に対応する措置を検討する。また、各部長は、災害情報に即応し関係各班長に対し、必要な指示を行うものとする。
- (4) 各部長は、積極的に災害発生状況の把握に努め、応急対策の実施にあたっては、その状況を迅速かつ適確に本部長に報告するものとする。
- (5) 危機管理局長は、関係各部長及び防災関係機関と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、関係住民の避難立ち退き、その他の緊急措置について本部長に報告及び必要な

進言を行うものとする。

(6) 広報公聴班は、現在までの情報及び市民に対する連絡事項を取りまとめ、必要な都度報道機関に発表するものとする。

(7) 各部長は、職員に事態の重要性を徹底し、所要の人員を非常業務につかせるとともに、装備、資機材、設備、機械等の点検をさせ、必要に応じて被害予想地へ職員を配置する。また、その状況について本部長に報告するものとする。

3 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

第4 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（「災害対策基本法」第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、市職員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員派遣要請（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対し職員の派遣を求めることができる。

3 職員派遣のあっせん要求（「災害対策基本法」第30条）

市長は、知事に対し「災害対策基本法」第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し「地方自治法」第252条の17の規定による他の市職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第5 「災害救助法」の適用

1 県における措置

(1) 「災害救助法」の適用

知事は、「災害救助法」に定める程度の災害が発生した市の区域について、「災害救助法」を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、「災害救助法」を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、「災害救助法」が適用された場合、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、「災害救助法施行細則」（昭和40年

愛知県規則第60号)による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。なお、災害が発生するおそれがある段階において、「災害救助法」が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村(県が委任)	
要配慮者の輸送	市町村(県が委任)	

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

なお、委任は「災害救助法」が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市(県が委任)	
要配慮者の輸送	市(県が委任)	
応急仮設住宅の設置	県(建築局)	
食品の給与	市(県が委任)	
飲料水の供給	市(県が委任)	
被服、寝具の給与	市(県が委任)	
医療、助産	市(県が委任)	県(福祉局、保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市(県が委任)	
住宅の応急修理	市(県が委任)	県(建築局)
学用品の給与		
市立学校児童生徒分	市(県が委任)	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県(県民文化局、教育委員会)	
埋葬	市(県が委任)	
死体の搜索及び処理	市(県が委任)	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市(県が委任)	

(4) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。

(5) 「災害救助法」が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、「災害救助法」に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 市における措置（「災害救助法」第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に「災害救助法」が適用され、知事の委任を受けた場合、「災害救助法」に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（「災害救助法」第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2節 避難行動

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 気象警報等の発表・伝達	名古屋地方気象台、県(建設局、西三河建設事務所)、国(中部地方整備局)、危機管理局(危機管理班)、建設部(河川港湾班)、消防部(予防班、指令班、消防署班)、消防団
第2 避難情報	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班)、消防部(消防署班、予防班)、消防団、西尾警察署
第3 住民等の避難誘導等	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班)、健康福祉部(福祉班、長寿班)、消防部(消防署班、予防班)、消防団、西尾警察署

第1 気象警報等の発表・伝達

1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、「気象業務法」に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、「気象業務法」に基づく情報及び「気象業務法施行令」（昭和27年政令第471号）に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会国土交通省機関に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

2 洪水予報（中部地方整備局及び名古屋地方気象台における措置）

中部地方整備局及び名古屋地方気象台は、矢作川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

3 洪水に係る水位情報の周知

県（建設局）は、矢作古川、乙川及び広田川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】に達したときは、その旨を西尾市及びその他の関係機関に通知するとともに県民に周知する。市は、これらの情報から避難指示等を発令し、市民に周知する。

4 高潮に係る水位情報の周知

県（建設局）は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）に

について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。市は、これらの情報から避難指示等を発令し、市民に周知する。

5 水防警報

- (1) 中部地方整備局は、矢作川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、西尾市及びその他の関係機関に連絡する。
- (2) 県は、矢作古川及び愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、西尾市及びその他の関係機関に連絡する。

6 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置）

名古屋地方気象台及び県は、西尾市に、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、西尾市及びその他の関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して西尾市や県民に提供する。

7 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

中部地方整備局及び県は、西尾市において、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として西尾市へ通知するとともに、県民へ周知する。市は、西尾市が土砂災害緊急情報の対象区域となった場合は、避難情報を発令し、市民に周知する。

8 県（防災安全局）における措置

県は、警報・注意報等について、県防災行政無線を通じて西尾市及び県の出先機関に伝達する。

9 西日本電信電話株式会社における措置

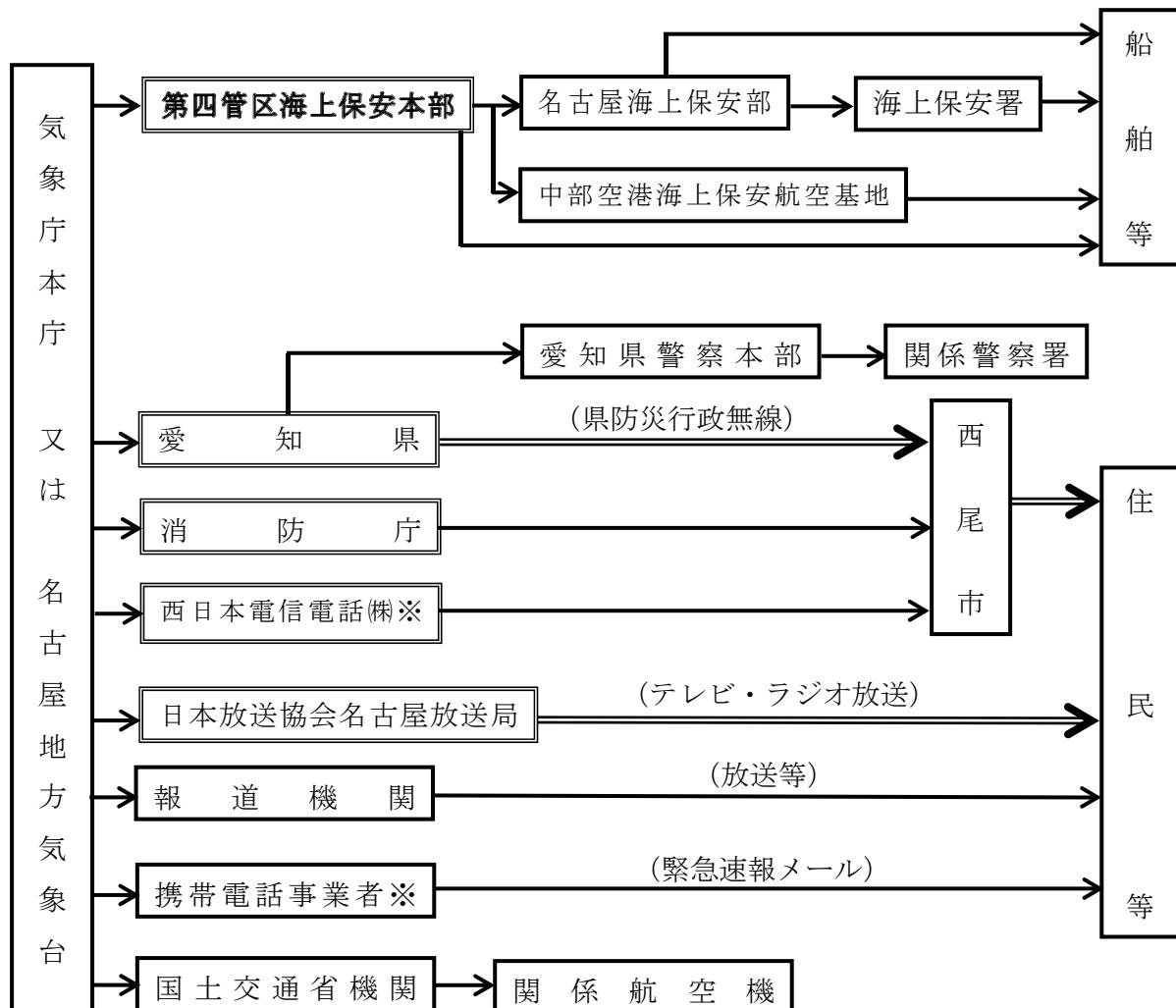
西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

10 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

1.1 気象警報等の伝達系統

(1) 気象警報等の伝達系統図



※ 気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

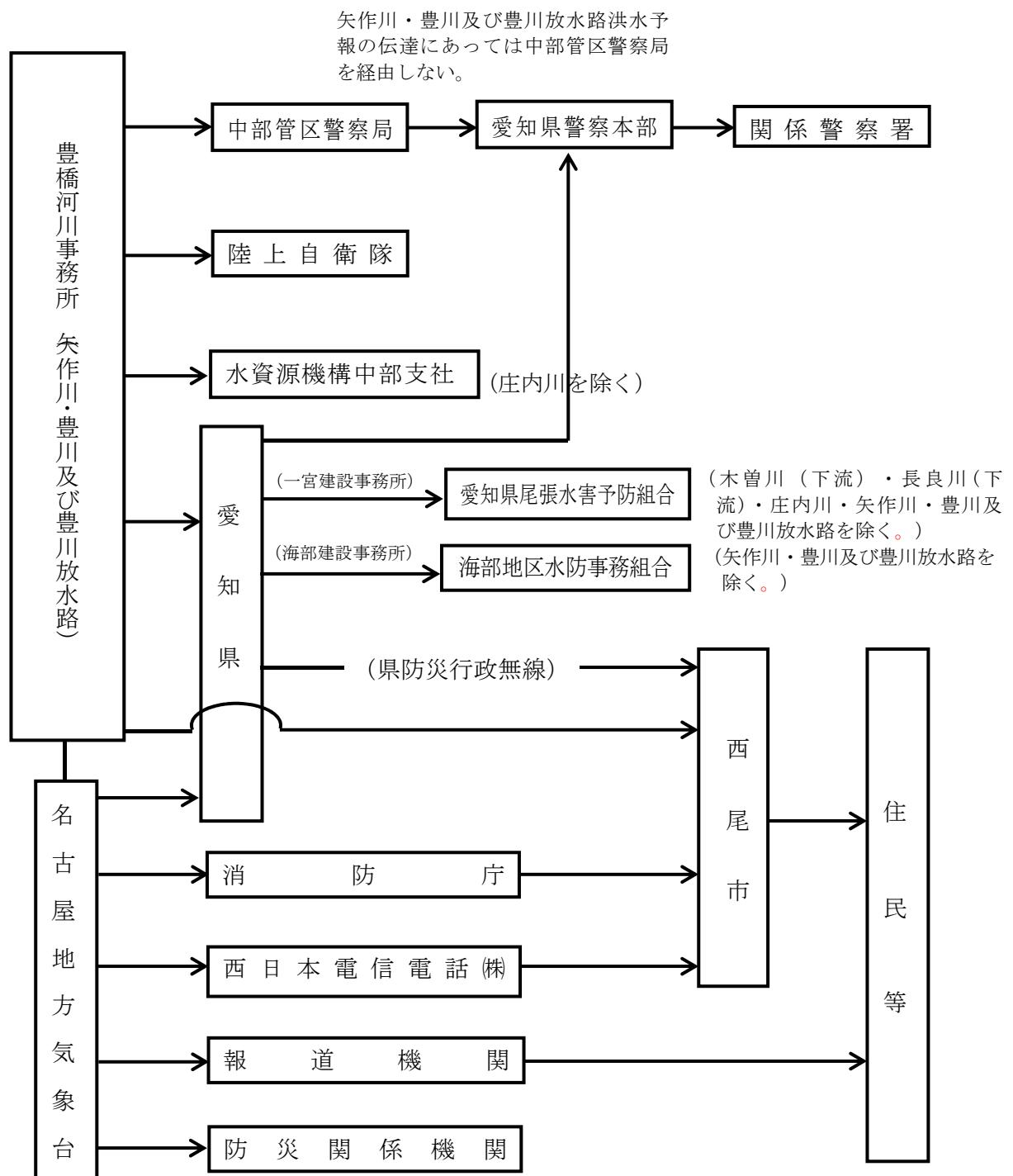
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(2) 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、国土交通大臣・名古屋地方気象台は、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

■矢作川洪水予報の情報伝達系統図

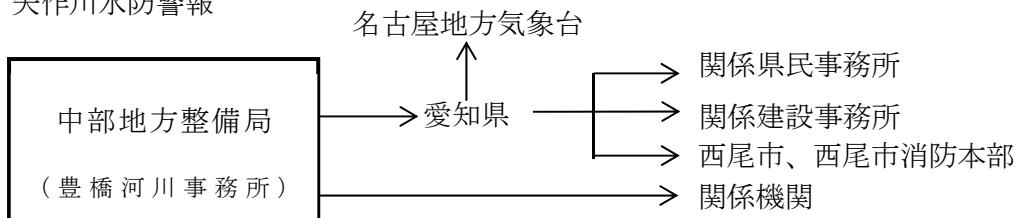


(3) 水防警報

河川管理者(国土交通省・県)は、水防活動を行う必要があることを警告するために、水防機関へ出動と準備の指針を与えるため情報を発表する。

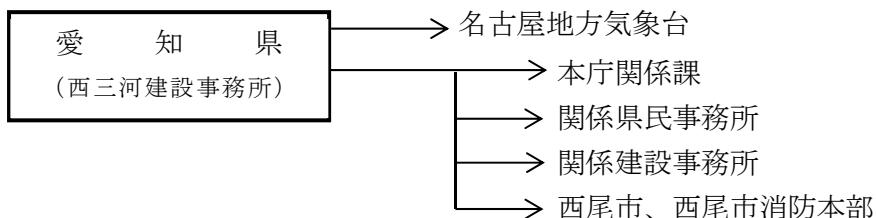
ア 国土交通大臣の発表する水防警報

・矢作川水防警報

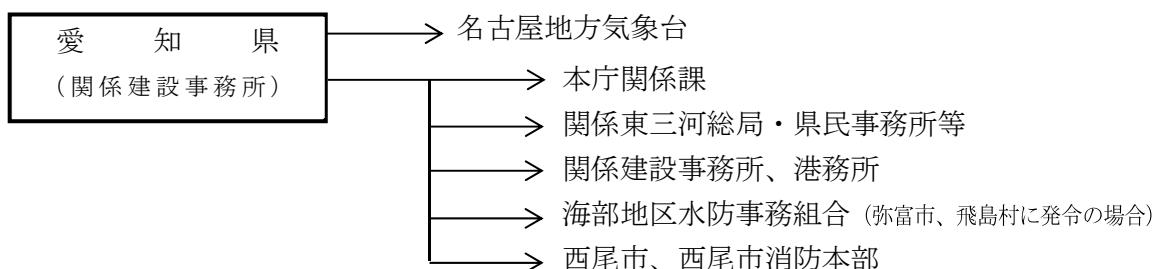


イ 知事の発表する水防警報

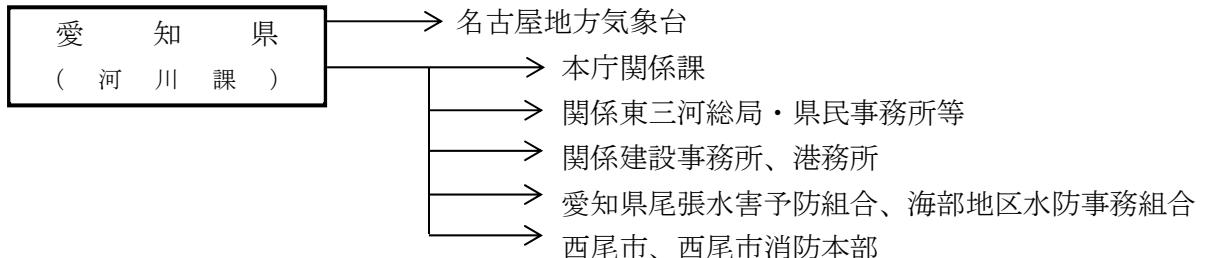
・矢作古川水防警報



・愛知県沿岸高潮水防警報



・愛知県津波水防警報

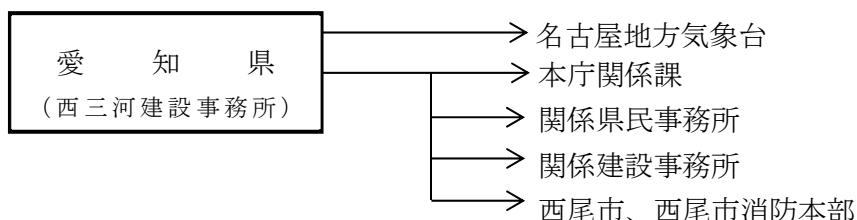


(4) 水位周知河川の水位情報

(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生)

■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））

・矢作古川・乙川・広田川



(5) 水位周知河川の水位情報（高潮氾濫発生情報）

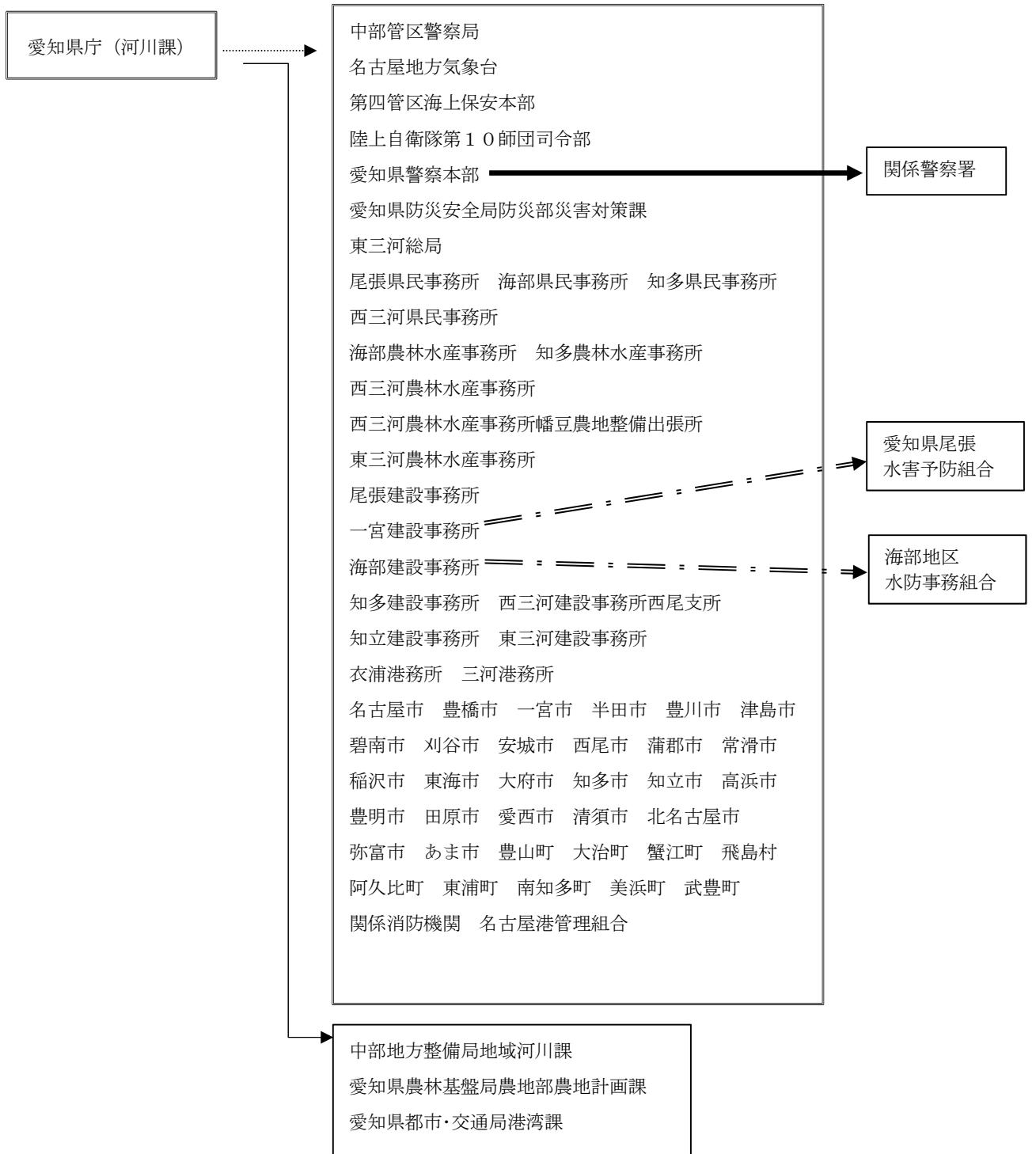
■知事が通知する水位周知海岸

(高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]）)

凡例

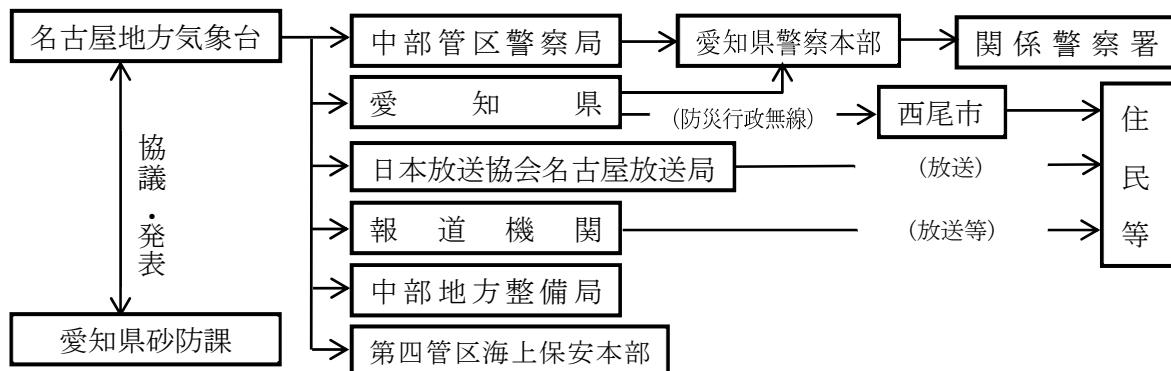
- 一般回線ファックス
-→ 高度情報通信ネットワーク
- = = → 愛知県庁内連絡
- 専用電話

・三河湾・伊勢湾沿岸



(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）

県と名古屋地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう情報を発表する。



(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、
愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

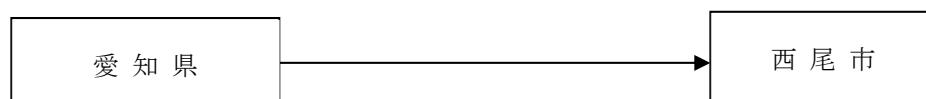
(7) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害(河道閉塞による土砂災害、湛水、地すべりなど)が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表する。

ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土砂災害、湛水など)



イ 大規模な土砂災害(地すべり)



(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

○資料編 第3「防災情報及び観測施設・設備等」1、2

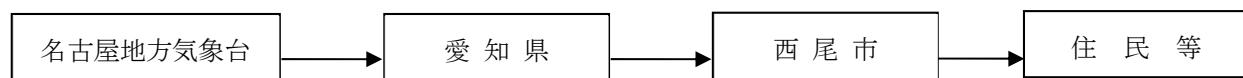
(8) 火災気象通報・警報

名古屋地方気象台は、「消防法」(昭和23年法律第186号)に基づき、次のような気象状況のとき、県に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。本部長は、県からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

ア 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

イ 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。

ウ 最大風速が 12m/s 以上になる見込みのとき。ただし、降雨又は降雪中は通報しないこともある。



1.2 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ 〔警戒レベル3〕高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

■警戒レベルの一覧

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者がとるべき状況：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。

※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

2 避難情報の判断基準

避難情報の判断については、次の基準をもとに行う。ただし、判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難指示等を行うものとする。

(1) 洪水等

■避難情報の基準（矢作川）

河川名	一級河川 矢作川
観測所等名	米津水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定河川洪水予報により、水位が避難判断水位（レベル3水位）である 9.9mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ② 指定河川洪水予報の水位予測により、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である10.3mに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定河川洪水予報により、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 10.3mに到達したと発表された場合

	<p>② 指定河川洪水予報の水位予測により、水位が危険箇所天端高換算水位である11.4mを越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 水位が危険箇所において堤防天端に到達するおそれのある水位 10.8mに到達した場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>④ 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）</p>

■避難情報の基準（矢作古川）

河川名	一級河川 矢作古川
観測所等名	小島水位観測所・上横須賀矢作水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 【避難判断水位 小島：6.05m、上横須賀：5.5m】</p> <p>② 水位が氾濫注意水位を越えた状態で、矢作古川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（※流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（5.4）に到達する場合） 【氾濫注意水位 小島：3.85m、上横須賀：3.8m】</p> <p>③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 【氾濫危険水位 小島：6.1m、上横須賀：5.6m】</p> <p>② 水位が避難判断水位を越えた状態で、矢作古川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が5.9を超える場合））</p> <p>③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 水位が危険箇所天端高換算水位であるに到達するおそれが高い場合 【危険箇所天端高換算水位 小島：6.2m、上横須賀：5.7m】 (越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>④ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防機関等からの報告により把握できた場合）</p>

■避難情報の基準（広田川）

河川名	一級河川 広田川
観測所等名	永良水位観測所・上横須賀広田水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 【避難判断水位 永良：4.6m、上横須賀：5.4m】</p> <p>② 水位が氾濫注意水位を越えた状態で、広田川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（24.1）に到達する場合） 【氾濫注意水位 永良：3.1m、上横須賀：4.05m】</p> <p>③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 【氾濫危険水位 永良：4.85m、上横須賀：5.5m】</p> <p>② 水位が避難判断水位を越えた状態で、広田川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が26.5を超える場合））</p> <p>③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 水位が危険箇所天端高換算水位に到達するおそれが高い場合 【危険箇所天端高換算水位 永良：5.2m、上横須賀：5.65m】 (越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高い場合</p> <p>③ 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>④ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防機関等からの報告により把握できた場合）</p>

■避難情報の基準（乙川）

河川名	一級河川 乙川
観測所等名	大平水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	4.33m（危険箇所天端高換算水位）
【警戒レベル4】 避難指示	上流で決壊や越水・溢水が発生した場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	上流で決壊や越水・溢水が発生し、浸水が西尾市に到達する可能性が高くなった場合（岡崎市から浸水の情報が得られた場合等）

■避難情報の基準（矢崎川）

河川名	二級河川 矢崎川
観測所等名	矢崎川水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 水位が水防団出動水位である3.28mに到達した場合 ② 水位が氾濫注意水位である2.75mを越えた状態で、矢崎川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（9.0）に到達する場合） ③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.46mに到達した場合 ② 矢崎川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が9.9を超える場合）） ③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 水位が堤防高である5.1mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合 ④ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

■避難情報の基準（北浜川）

河川名	二級河川 北浜川
観測所等名	北浜水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 水位が水防団出動水位である1.4mに到達した場合 ② 水位が氾濫注意水位である1.1mを越えた状態で、北浜川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（11.4）に到達する場合） ③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.9mに到達した場合 ② 北浜川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が12.5を超える場合）） ③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 水位が堤防高である2.60mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高い場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合 ④ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
---------------------------	---

■避難情報の基準（朝鮮川）

河川名 観測所等名	二級河川 朝鮮川
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 朝鮮川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指標の予測値が洪水警報基準（7.2）に到達する場合） ② 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 朝鮮川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ② 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高い場合 ② 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合 ③ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

■避難情報の基準（八幡川）

河川名 観測所等名	二級河川 八幡川
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 八幡川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ② 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 八幡川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ② 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高い場合 ② 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合 ③ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

■避難情報の基準（鳥羽川）

河川名	二級河川 鳥羽川
観測所等名	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 鳥羽川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合 ② 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 鳥羽川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合 ② 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがあった場合 ② 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合 ③ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

■基準水位(m)

名称	観測所名	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	水防団出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防天端に到達するおそれのある水位 (注1)	危険箇所天端高換算水位 (注2)	堤防高
矢作川	米津	4.9	6.0	7.5	9.9	10.3	10.8	11.4	左12.0 右11.9
矢作古川	小島	3.85	3.85	4.75	6.05	6.1	—	6.2	8.8
	上横須賀 矢作	3.8	3.8	4.5	5.5	5.6	—	5.7	7.7
広田川	永良	2.2	3.1	3.8	4.6	4.85	—	5.2	8.55
	上横須賀 広田	3.3	4.05	4.6	5.4	5.5	—	5.65	6.8
乙川	大平	1.65	2.35	2.85	3.1	3.7	—	4.33	4.9
矢崎川	矢崎	1.99	2.75	3.28	—	4.46	—	—	5.1
北浜川	北浜	0.6	1.1	1.4	—	1.9	—	—	2.6

注1：危険箇所の堤防天端に到達するおそれのある水位を水位観測所においてリードタイムを考慮して換算した水位

注2：危険箇所の天端高を水位観測所において換算した水位

(2) 高潮

■避難情報の基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	高潮注意報(注1)が発表され、最高潮位が2.7mに達することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	高潮警報(注2)あるいは高潮特別警報が発表され、最高潮位が2.7mに達することが予想される場合
【警戒レベル4】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 水門、陸閘門の異常が確認された場合 ② 潮位が3.0mを超えて、浸水が発生したと推測される場合 ③ 海岸堤防等が倒壊した場合 ④ 異常な越波・潮流が発生した場合 ⑤ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
備 考：台風の接近時は、風雨が強まり避難が困難になることが多いことから、「高齢者等避難」の基準に該当した時点で水平避難を考慮した早めの「避難指示」を検討する。	

注1：西尾市において最高潮位1.6mに達する可能性がある場合（警報基準の6～24時間前に発表）

注2：西尾市において最高潮位2.3mに達する可能性がある場合（警報基準の3～6時間前に発表）

(3) 土砂災害

■避難情報の基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 西尾市に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）する場合 ② 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度情報が危険度レベル1に達した場合 ③ 西尾市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及及されている場合 ④ 東海地震注意情報が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 西尾市に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）する場合 ③ 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度情報が危険度レベル2に達した場合 ④ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ⑤ 東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 西尾市に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）した場合 ② 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度情報が危険度レベル3に達した場合 ③ 避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

(4) その他の災害

■避難情報の基準

【警戒レベル3】高齢者等避難	災害の状況により本部長が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】避難指示	
【警戒レベル5】緊急安全確保	

3 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

4 報告

市は、避難指示等を行ったときは、「災害対策基本法」第60条第4項に基づき西三河方面本部(西三河県民事務所)を通じて速やかにその旨を県に報告する。

5 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

6 避難の指示の内容

市は、避難指示の発令に際して、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

7 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（防災アプリ・緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

エ 市は、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

市は地域住民、自主防災組織、民生委員、介護サービス事業者等の避難支援者を通じ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあっては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第3節 災害情報の収集・伝達・広報

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 被害状況等の収集・伝達	危機管理局（危機管理班）
第2 通信手段の確保	県（防災安全局）、危機管理局（危機管理班）、市民部（各地区対策班）、株式会社キャッチネットワーク
第3 広報	総合政策部（広報広聴班）、危機管理局（危機管理班、交通対策班）、市民部（市民班、地域つながり班）、市民部（各地区対策班）、消防部（消防署班）

第1 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、高潮、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内（海上を含む。）で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告するものとする。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限

り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においては、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

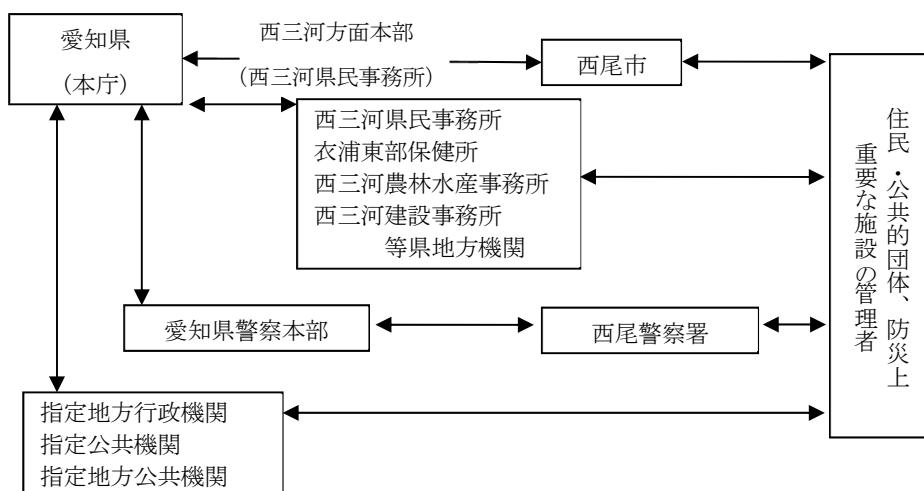
(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。

■被害状況の一般的収集、伝達系統



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡回等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上で非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。
- (8) 市は、災害が発生するおそれのある情報を把握した場合、調査班を編成し、市内の巡回

や地区対策班での情報及び被害状況を収集する。

ア 調査取りまとめ系統



イ 被害調査分担地域

被害調査地域の分担を計画し、調査地域分担表を作成して各課へ徹底しておくものとする。

ウ 報告責任者

被害報告は、災害対策業務執行上、極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。したがって責任者は、災害対策業務の主管部長を充てるものとする。

エ 調査結果の報告

災害対策本部は調査した市内の被害状況及び災害応急対策状況を取りまとめ、本部長に報告する。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 災害の規模の把握のために必要な情報

市は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集中特に留意する。

(2) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

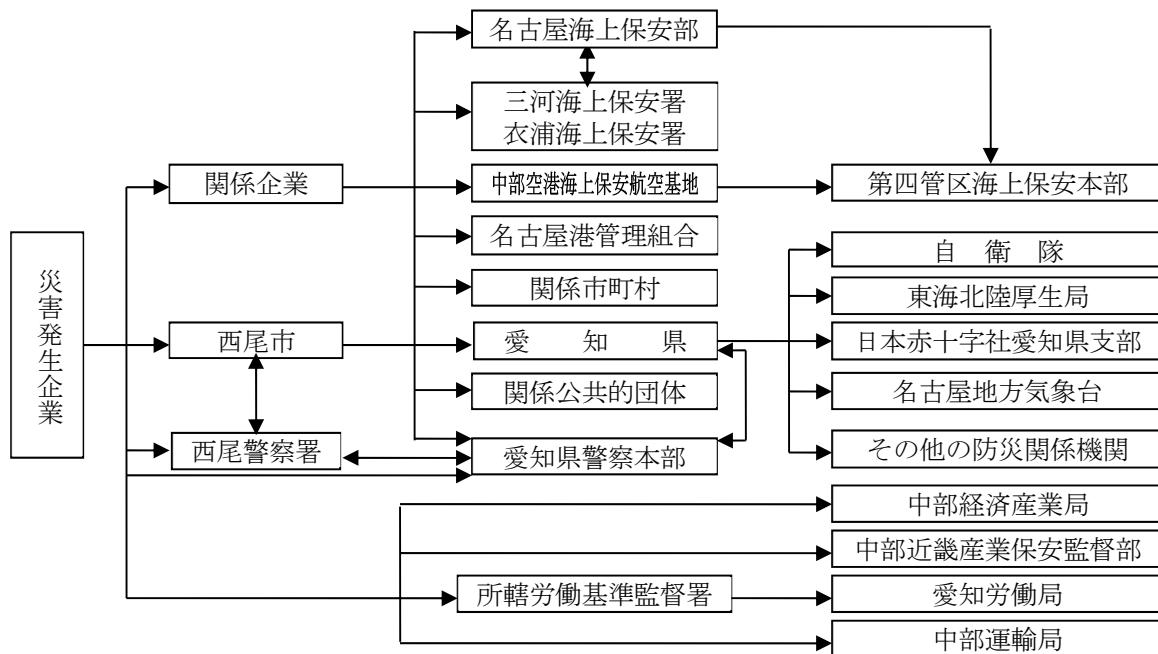
(3) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

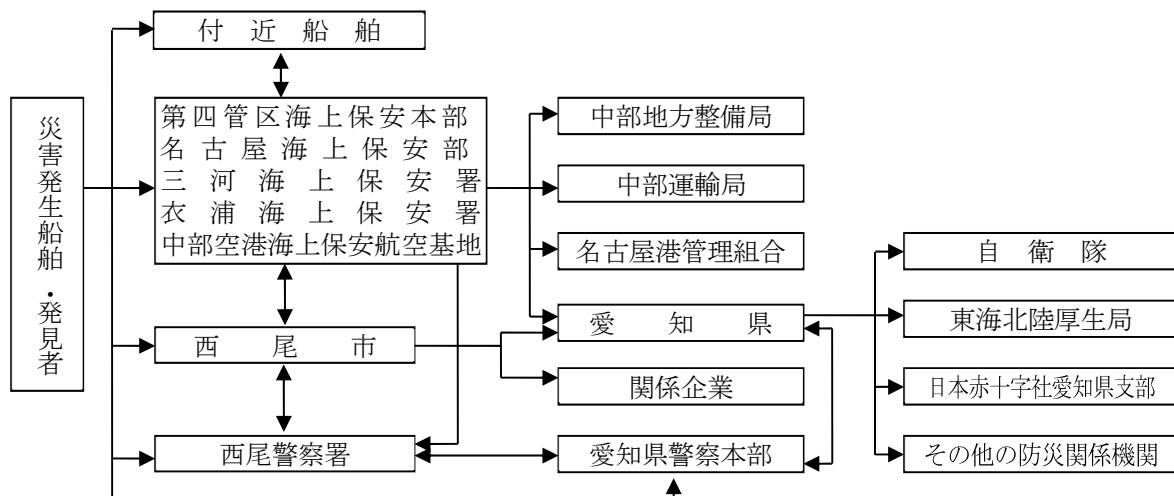
4 特殊災害に関する情報の収集・伝達

特殊災害における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



○資料編 第10「様式等」3、4

5 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の

利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

第2 通信手段の確保

1 専用通信の使用

市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した愛知県防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人にも利用させることができる。

2 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

3 移動系無線局の使用

市及び各防災関係機関は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を図る。

4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用しがれができないか又はこれを利用する事が著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の通信内容

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- オ 遭難者救護に関するもの(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
- コ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

5 アマチュア無線の利用

アマチュア無線クラブ等の団体へ協力を要請するとともに、情報収集等に活用する。

6 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。（「災害時優先電話」の登録にあたっては、西日本電信電話株式会社東海支店において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社東海支店へ相談すること。）

(2) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(3) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

(4) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

7 放送の依頼

市は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を株式会社キャッチネットワークに依頼する。

また、県を通じて、その他の放送事業者に依頼することができる。

8 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

9 通信手段の冗長化

通信の途絶に備え、本庁や支所等に衛星電話の整備を進める。

○資料編 第4「通信施設・設備」1、2、3

第3 広報

市は、広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

1 広報内容

市は、次の事項について広報を実施する。

(1) 事前情報の広報

- ア 気象に関する情報
- イ 河川の水位の情報
- ウ 公共交通機関の情報
- エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

- ア 災害発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報(避難場所、避難情報)
- エ 医療救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

2 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共用システム（L アラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 記者発表は、原則として本部長が行うものとして、必要に応じ副本部長が行う。記者会見場所は4階41会議室、記者待機室は3階記者室とする。

(2) 広報車、航空機等

市は、各防災関係機関、報道機関等の車両又は航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

ア 市は、防災行政無線、Webサイト、掲示板や緊急速報メール機能等携帯電話、西尾市防災アプリ、登録制メール、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

3 相談窓口

市は、できる限り速やかに本庁舎内(多目的室)に相談窓口等を開設し、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第4節 応援協力・派遣要請

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 応援協力	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班)、総合政策部(人事班)
第2 応援部隊等による広域応援等	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、消防署班)
第3 自衛隊の災害派遣要請	総務部(総務班)、危機管理局(危機管理班)、自衛隊
第4 ボランティアの受入れ	市民部(地域つながり班)、西尾市社会福祉協議会
第5 防災活動拠点の確保	危機管理局(危機管理班)、県(防災安全局)

第1 応援協力

1 県に対する応援要求等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 他の市町村に対する応援要求

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援を求めることができる。

なお、市は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

- ア 市は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

a 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

b 巡視船を活用した医療活動場所の提供

c 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

d その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等

(オ) その他参考になるべき事項（使用可能岸壁等）

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が市内において災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、市は、県と連携し、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

なお、他市町村からの応援要員の集結場所として、西尾市文化会館を確保する。

○資料編 第7「災害協定・覚書等」

第3 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣の要請

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。この場合において、市は、その旨及び地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 市長は、「災害対策基本法」第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

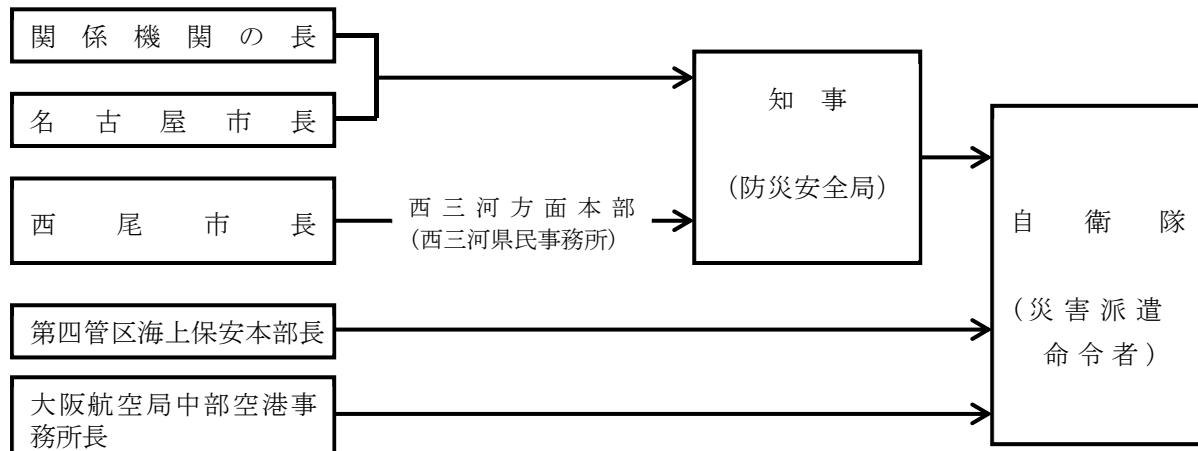
(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

■西尾市に派遣される部隊

災害派遣の要請を受けることができる者		担任範囲
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第6施設群長（豊川駐屯地司令）	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

2 災害派遣要請等手続系統



（注）市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、次のとおりである。

■災害派遣部隊等の活動範囲

項目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

項目	内 容
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給 食 及 び 給 水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入 浴 支 援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 謙 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年總理府令第1号)」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 險 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の集結地(宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所)を準備する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、所定の基準を満たすヘリポート用地を確保するほか、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図、夜間等のヘリコプター誘導のための照明器具その他必要な準備をする。

■自衛隊の集結場所

みなとまち1号緑地、ふるさと公園グラウンド、愛知こどもの国運動広場、西尾市スポーツ公園駐車場等、一色海浜公園海洋センター及び駐車場、道の駅にしお岡ノ山

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとして、次を基準とする。

なお、負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費含む。)及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- (4) 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料

○資料編 第10「様式等」5

第4 ボランティアの受入れ

1 市における措置

- (1) 市は、被災時、ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) ボランティア支援本部に配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

■ボランティアの主な役割

(1) 一般ボランティア (生活支援に関する業務)	ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食料等の配布 ウ 救援物資等の仕分け、輸送 エ 高齢者、障害者等の介護補助 オ 清掃活動 カ その他被災地での軽作業
(2) 専門ボランティア (専門的な知識や資格を要する業務)	ア 救護所等での医療、看護 イ 外国人のための通訳 ウ 被災者へのメンタルヘルスケア エ 高齢者、障害者等の介護 オ アマチュア無線等を活用した情報通信手段 カ 公共土木施設の調査等 キ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティアの登録

市民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災地での救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

市を始め防災関係機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行う。

また、ボランティアの活動拠点の確保について配慮する。

3 ボランティア支援本部の開設

(1) ボランティアの受入体制

市は、大きな災害が発生した時は、ボランティア受入れの体制を整えるため、速やかにボランティア支援本部を開設する。

この支援本部は、地域つながり班、西尾市社会福祉協議会及び協力団体で組織し運営するものとする。

ボランティア支援本部は原則として西尾市総合福祉センターに開設するものとし、その他の候補地は 次のとおりとする。

■その他の候補地

西尾市役所北側芝生広場
にしお市民活動センター

(2) ボランティア支援本部の役割

ボランティア支援本部の果たすべき役割は、概ね次のとおりとする。

- ア 県の広域ボランティア支援本部及び避難所等ボランティア活動拠点との連絡調整
- イ 被害状況等の情報の収集、提供

- ウ ボランティア活動拠点等を通じたボランティアニーズとボランティア活動状況の把握
- エ ボランティア活動拠点間のボランティアの配置調整
- オ ボランティア活動の申出者に対する相談、情報提供等
- カ ボランティア活動保険未加入者の加入手続き
- キ ボランティア活動拠点で必要とする資機材、物資等の調達、供給

(3) 閉鎖する時期

市は、行政機関、協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえてボランティア支援本部を閉鎖する。それ以後は、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

(4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等は、次のとおりである。

- ア 西尾市内防災ボランティア団体
- イ 愛知県防災ボランティアグループ
- ウ 西尾市赤十字奉仕団
- エ 企業ボランティア
- オ 高等学校
- カ 高等専門学校
- キ 各種団体
- ク 市外からのボランティア

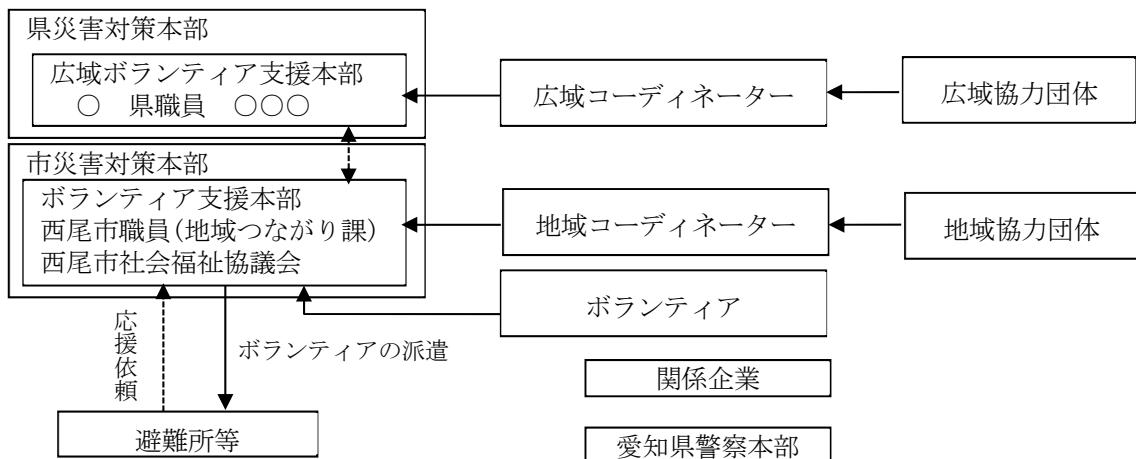
4 コーディネーターの役割

- (1) 市のボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ(受け付、需給調整など)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、その他NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

5 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のための支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

■ボランティアの受け入れの流れ



第5 防災活動拠点の確保

1 市及び県における措置

(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

行用町地内において、県と連携して防災活動拠点を整備する。また、拠点周辺の市道についても、拠点への避難路として拡幅を行う。

(2) 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の区分と要件等

区 分	1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点 (※)	3 広域防災 活動拠点	4 中核広域 防災活動拠点	5 航空広域 防災活動拠点	6 臨海広域 防災活動拠点	7 ゼロメートル 地帯広域防災 活動拠点
設置主体	市	県及び 政令市	県及び 政令市	県			
災害想定 の規模	市区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害 等	複数の市町 村に及ぶ災 害 ・相当規模 の林野火 災 ・相当規模	広域の市町村に 及ぶ災害 ・大規模な地震 災害 ・大規模な風水 害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	

			の 風 水 害、土砂 災害等					
応援の規模		隣接市町村 等	県内市町村 等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割		市内の活動 拠点	郡単位、広 域圏単位の 活動拠点	広域、全県的な 活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点	広域、全県的 な活動拠点
拠点数		市で1か所 程度	郡又は圏域 単位で1か 所程度	県内に数か所程 度	県内に1か所 程度	県内に1か所程 度	県内に3か所程 度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクターレ 程度以上 できれば中 型ヘリコプ ターの離着 陸が可能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸が可 能で、複数機の 駐機が可能	10ヘクタール程 度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸が可 能で、複数機の 駐機が可能	30ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸が可 能で、相 当機の駐機が 可能	ストックヤード 10ヘクタール 程度以上	1ヘクタール程 度以上	大型・中型ヘリコ プターの離着陸が可 能
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊 施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トン級以上の 船舶の係留施 設	倉庫等

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

第5節 救出・救助対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 救出・救助	消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、西尾警察署、県(防災安全局)
第2 海上における救出・救助	消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、第四管区海上保安本部
第3 防災ヘリコプターの活用	消防部(消防総務班、消防署班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域で協力して生き埋め者等の救助活動を行うこと。

第1 救出・救助

1 市における措置

- (1) 市は、県警察、第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、本部長(市長)又は委任を受けた消防長はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、市及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。
- (2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

3 県における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

4 県公安委員会における措置

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、「警察法」（昭和22年法律第196号）に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

5 中部地方整備局における措置

国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のために助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

6 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

7 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

8 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を実施する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）や緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2 海上における救出・救助

1 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
 - ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
 - ウ 災害発生時の混乱、人心の動搖等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。
- (3) 排出油等対策
 - ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。

- イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。
- ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。
- エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

- ア 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。
- イ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。
- ウ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。
- エ 異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告（海上交通安全法）等の船舶交通の規制を行うものとする。

(5) 救難対策

- ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。
- イ 避難の指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。
- ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
- エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 市及び関係機関における措置

市及び関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3 防災ヘリコプターの活用

1 緊急出動要請

市は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数

(7) その他必要な事項

2 臨時ヘリポートの設置予定場所

市は、防災ヘリコプターの出動要請を行ったときは、臨時ヘリポートの設置予定場所の確保等必要な措置の準備・実施を行う。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」8

第6節 医療救護・防疫・保健衛生対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 医療救護	健康福祉部(健康班)、病院診療部、病院事務部、消防部(消防署班)、県(衣浦東部保健所)
第2 防疫・保健衛生	健康福祉部(健康班)、環境部(環境保全班、ごみ減量班)、教育委員会事務局(学校教育班)、県(衣浦東部保健所、西尾保健所、動物愛護センター)

■市民・自主防災組織の役割

- ・負傷者の応急手当や救護所までの搬送をすること。
- ・避難生活時は、手洗い、うがい等の感染症予防を行うとともに、他の避難者の健康状態に留意すること。
- ・ペットを飼育している場合は、ペット避難用のケージ、餌、飲料水を備蓄する。また、避難時は、自己責任にて飼養し、他の避難者に配慮した処置をとること。

第1 医療救護

市は、西尾市医師会、西尾市歯科医師会、西尾市薬剤師会、県医療関係団体等と連携して、災害医療活動を行う。また、西三河南部西保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

1 医療救護班等の編成、派遣

市と西尾市医師会、西尾市歯科医師会との災害時の医療救護に関する協定に基づき、医師、歯科医師、市職員等によって医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。

国、県、各医療関係団体等は、状況に応じ速やかに医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DM A T)、災害派遣精神医療チーム(D P A T)を編成し、被災地域内に派遣するよう努めるものとする。

県は、派遣された医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DM A T)、災害派遣精神医療チーム(D P A T)の配置調整等を行う。

2 救急搬送の実施

医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

搬送は、原則として消防本部が実施する。ただし、道路が不通の場合等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット：S C U)へ搬送する場合については、県に要請し、県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。

なお、重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

3 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、西尾市薬剤師会等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、西三河南部西保険医療調整会議に調達要請をする。

なお、輸血用血液の調達が困難な場合、市は西三河南部西保健医療調整会議を通じて県に供給を要請する。

4 医療救護所の開設

災害により市内に多数の負傷者が発生した場合は、医療救護所を次の施設内に状況に応じて開設する。

また、医療救護所における医療活動は、西尾市医師会所属の医師及び西尾市歯科医師会所属の歯科医師が実施する。

■医療救護所開設予定場所

西尾地区	西尾小学校、米津小学校、鶴城小学校、平坂中学校、寺津中学校、福地南部小学校、三和小学校
一色地区	一色中部小学校
吉良地区	横須賀小学校
幡豆地区	幡豆小学校

5 後方医療機関の確保

市は、県、西尾市医師会、県医療関係団体、医療機関等と連携して、後方医療機関を確保するとともに、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用し医療機関の稼働状況等情報を把握を行う。医療救護所で対応できない重症者は、後方医療機関に受入れを要請する。

6 人工透析患者への対応

市は、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供することに努める。

7 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該被害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」9

第2 防疫・保健衛生

1 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

2 防疫活動

(1) 県の指示、指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆

除、物件に係る消毒等を実施する。

- (2) 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。
- (3) 被災地における消毒は、町内会、自主防災組織等を通じて消毒薬を配布し、各家屋周辺の散布を要請する。市は、道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。
- (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
- (5) 消毒薬が不足したときは、西尾市薬剤師会等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は県に対し調達を要請する。
- (6) 感染症、食中毒が集団発生したときは、県、医師等の指示に基づき、必要な措置を講ずる。
- (7) 市は、県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施する。

3 食品衛生指導

市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、県に対し指導を要請する。

4 栄養指導

- (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、県に対し栄養指導を要請するとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

- (1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師等による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、市は、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉避難所等への入所を勧める。

(2) 長期避難者等への健康支援

市は、長期避難者等への健康支援については、次のとおり県の支援・協力を得て行う。

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支

援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはP T S D・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

子供たちへの健康支援活動については、次のとおり学校及び県の支援・協力を得て行う。

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的に心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

市は、県と連携し、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 動物の保護

県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県は、必要があると認められるときは、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）を編成・派遣する。

10 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請を行う。

第7節 交通の確保・緊急輸送対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路交通規制等	危機管理局(交通対策班)、建設部(土木班)、西尾警察署
第2 道路施設対策	建設部(土木班)
第3 港湾・漁港施設対策	建設部(河川港湾班)、第四管区海上保安本部、県(建設局)
第4 鉄道施設対策	名古屋鉄道株式会社
第5 緊急輸送手段の確保	総務部(財政班)、危機管理局(交通対策班)、西尾警察署

第1 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量(復旧状況)、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を

		確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p>
第一局面（大震災発生直後）		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。</p>
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）		第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために、交通を規制する。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条
警察署長	危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、交通を規制（適用期間の短いもの）する。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるときは、車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずる。また、必要なときは、自らその措置をとり当該車両その他の物件を破損する。	災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項
	危険を防止するため緊急の必要があるときは、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限する。	道路交通法第6条第4項及び第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行う。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の構造の保全、交通の危険を防止するため、道路の通行を禁止し、制限する。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

2 自動車運転者の措置

「災害対策基本法」に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

3 相互協力

車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようとする。

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2 道路施設対策

1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- (1) 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- (2) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- (1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- (2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- (3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (5) 県及び市は、重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3 港湾・漁港施設対策

市は、県及び第四管区海上保安本部と連携協力して、次のとおり港湾・漁港施設対策を実施する。

1 応急工事の実施

港湾・漁港管理者（市、県、名古屋港管理組合）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

2 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

4 国土交通省への支援要請（「港湾法」（昭和25年法律第218号）第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

5 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。潮壁・防潮水門に、亀裂、倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。

特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重要な機能被害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

6 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第4 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社は、災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに乗務員関係、駅関係、通信連絡関係の緊急対応措置の実施、並びに応急復旧活動の実施に努める。

第5 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又

は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急(復旧)対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急(復旧)対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員、物資及び機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 緊急通行車両等の確認

- (1) 市及び市と防災関係の協定を締結した機関にあっては、緊急輸送等を行う計画のある車両について、緊急通行車両及び緊急輸送車両（緊急通行車両等）の確認を受ける必要があると認められる場合に、確認の申出をし、証明書と標章の交付を受けることとする。
- (2) 緊急通行車両等の確認の申出をする車両の選定は、市所有の車両については危機管理課、市との協定車両は協定担当課と危機管理課の判断により実施する。

（参考）大規模災害発生時の交通規制

時期	交通規制	通行できる車両
平常時	通常	制限なし
警戒宣言発令時～災害発生前	大震法第24条による交通規制	緊急輸送車両
災害発生時等	・災対法第76条第1項 ・原災法第28条第2項 ・国民保護法第155条第1項による交通規制	緊急通行車両

※緊急輸送車両、緊急通行車両はそれぞれ申出が必要。

4 緊急通行車両等の確認申出の手続き及び標章・証明書

- (1) 申出者
市所有の車両、市との協定車両は市長（西尾市長）
- (2) 災害等発災前の申出先
各市町村を管轄する警察署交通課（西尾警察署交通課）
- (3) 災害発生時等の申出先
愛知県（県庁、東三河総局、新城設楽振興事務所、尾張県民事務所、海部県民事務所、知多県民事務所、西三河県民事務所、西三河県民事務所豊田庁舎）のうち、最寄りの事務所。ただ

し、被災状況等により最寄りの愛知県の申出先に提出できないときは、例外として最寄りの警察署交通課（西尾警察署交通課）

(4) 標章及び証明書の保管・管理

- ア 必ず保管者（課長職級）を指定し、管理する。
- イ 交付された標章及び証明書は、鍵のかかる金庫等または車両内で車検証とともに保管する。また、災害発生時等には指導に従い、標章を掲示し、証明書を車両に備え付ける。

(5) 標章及び証明書の有効期限

有効期限は交付から5年間であるので、有効期限が到来したときは、返納または確認申出を行う。

○資料編 第8「交通関係」1、2

第10「様式等」6

5 海上輸送

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、一色漁港の耐震強化岸壁を利用した海上輸送を行う。

第8節 水害防除対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 水防活動	建設部(土木班、農地整備班、河川港湾班)、上下水道部(下水道整備班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、消防団、県(防災安全局)
第2 防災営農	産業部(農水振興班)、建設部(農地整備班)
第3 流木の防止	建設部(河川港湾班)

■市民・自主防災組織の役割

- 大雨で越水等のおそれのあるときは、地域で協力して土のう作成や防御を行うこと。

第1 水防活動

1 水防活動

水防活動は、「西尾市地域防災計画（別冊）水防計画編」に準拠して次の事項を実施する。

(1) 消防機関の出動

水防管理者(市長)は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったときは西尾市地域防災計画（別冊）水防計画編に定める基準により消防機関の出動準備又は出動の指令を出し、水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者に連絡する。

(3) ため池、水門、こう門、樋門等の操作

ため池、水門、こう門、樋門等の管理者(操作責任者を含む。)は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

(4) 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法を実施する。

(5) 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要なのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(7) 緊急通行

消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(8) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 たん水排除

市は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損傷した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行うものとする。

(2) 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

(3) 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

(4) 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」2、3

第2 防災営農

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

なお、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて県へ可搬用排水ポンプの貸与を依頼する。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（可搬用ボ

ンプ) によりたん水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

市及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

また、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村に対し、応急工事実施のための要員、資機材の確保、又は県に対し資機材の確保の応援を要求する。

(4) 用排水路の決壊防止

市は管理者である土地改良区へ、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるよう要請する。

(5) 頭首工の保全措置

市は管理者である土地改良区へ、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行うよう要請する。

2 農作物に対する応急措置

市は、県、農業協同組合等農業団体と連携して、県が行う農作物への対策に協力するとともに、必要に応じて要請を行う。

(1) 災害対策技術の指導

(2) 種子糸の確保

(3) 病害虫の防除(防除指導、農薬の確保、防除器具の確保)

(4) 凍霜害防除

3 家畜に対する応急措置

市は、県、畜産関係団体等と連携して、県が行う畜産への対策に協力するとともに、必要に応じて要請を行う。

(1) 家畜の管理指導

(2) 家畜の防疫

(3) 飼料の確保

4 林産物に対する応急措置

市は、県と連携して、県が行う森林への対策に協力するとともに、必要に応じて要請を行う。

(1) 災害対策技術指導

(2) 風倒木の処理指導

(3) 森林病虫害等の防除

(4) 凍霜害防除

5 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、市及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式

ポンプの貸与を依頼する。

ウ 市及び土地改良区は、ダム、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中散布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」3

第3 流木の防止

1 市、第四管区海上保安本部及び港湾管理者における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、市、第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

2 漁港管理者における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

3 市及び河川管理者における措置

河川区域内に漂流する流木については、市及び河川管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 市及び県警察における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、市及び警察は2に準じた措置をとる。

5 応援協力関係

市、第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関にあたっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難所の開設・運営	危機管理局(危機管理班、避難所等配置職員)、健康福祉部(健康班)、教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班、生涯学習班、文化財班)、交流共創部(観光文化振興班)、協力部(会計班、議会事務局班、監査委員事務局班)、市民部(各地区対策班)、県(防災安全局)
第2 要配慮者支援対策	健康福祉部(福祉班、長寿班)、市民部(地域つながり班)、県(福祉局、保健医療局、県民文化局)
第3 帰宅困難者対策	総合政策部(秘書政策班)、交流共創部(佐久島振興班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・大雨に関する情報、河川水位等に関する情報を、自らテレビ・ラジオ、インターネット等で収集し、危険を察知し早めの避難を判断すること。
- ・地域で協力して避難誘導を行うこと。特に、要配慮者の安否確認、避難の支援を行うこと。
- ・避難所では、自主防災組織、町内会を単位に、それぞれが役割をもって自主運営を行うこと。また、避難所生活時にも要配慮者の生活支援を行うこと。

第1 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 新たな避難所の追認及び登録

災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認及び登録する。

(4) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

2 避難者の受入れ

市は、避難所の管理責任者の協力を得て、避難者の受入れを行う。

3 避難所の標示

避難所の位置を住民に周知徹底させるため、広報伝達に努めるとともに所要の箇所に標示する。

4 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適当な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するよう努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて福祉避難所への移送、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難所以外の避難者数を把握するとともに、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P Oやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理局と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 再避難の方法

避難所が危険不適当となった場合又は授業等の再開により使用できなくなった場合は、別の避難所に移動する。再避難は、避難者が各自の責任において行うことを原則とするが、自力による移動が困難な場合は市が援助する。

6 避難所の閉鎖

避難者の減少に合わせて、各避難所の統合や閉鎖を進めていくものとする。

また、避難所の開設が長期にわたる場合には、施設本来の目的を回復するために、市は、仮設住宅の建設や他の公共施設の使用及び民間施設の借上げ等、新しい避難先を確保する。

7 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、市又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

8 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第5「避難関係」1

第2 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2節 第3住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2節 第3住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者については、福祉避難所への移送や、被害を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 西尾市災害多言語支援センターの設置

西尾市災害多言語支援センター（以下「センター」という。）は、災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できない、又は災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、多言語での災害に係る情報提供を手段として「安心」を届ける支援機関として活動する。

ア 設置の判断

市は、市内で外国人被災者支援が必要だと判断した場合、センターを設置する。

イ 設置場所

(ア) センター設置直後からボランティア支援本部が設置されるまで

西尾市役所5階52AB、55、56会議室

(イ) ボランティア支援本部設置後

西尾市総合福祉センター1階、2階

(ウ) 地区支援センターの開設

災害の状況によっては、各支所を拠点とした地区支援センターを開設する。

ウ 主な活動内容

(ア) 多言語による情報提供

市及び関係機関等から発信される災害関連情報を集約し、多言語に翻訳及びやさしい日本語に変換して外国人被災者に提供する。

(イ) 避難所の巡回

外国人が滞在している避難所に赴き情報を提供するとともに、外国人の被災状況を把握する。

(ウ) 外国人被災者等からの相談対応

災害に関わる相談窓口を開設し、外国人被災者からの相談に対応する。

エ センターの閉鎖

センター設置後、復旧状況や避難者の減少等を勘案し、センター長の決定によりセンターを閉鎖する。

オ ボランティア支援本部との連携

災害対策本部からの情報及び外国人被災者の被災状況やニーズを共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

2 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備するのとする。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域的調整等により市町村を支援する。

また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信

県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（D C A T）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」12

第3 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒步帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒步帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒步帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒步帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒步帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救援対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10節 水・食料・生活必需品等の供給

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 給水	上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、水道整備班)
第2 食料品の供給	産業部(農水振興班)、県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)
第3 生活必需品の供給	産業部(農水振興班)、県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)
第4 救援物資等の受入れ	産業部(商工振興班)、交流共創部(観光文化振興班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・災害発生当初は、家庭内備蓄の食料・飲料水で対応すること。
- ・食料、飲料水の配布は、避難所の自主防災組織や住民組織で協力して配布すること。

第1 給水

1 非常用水源の確保

災害時の非常用水源は、次のとおりである。

- (1) 水道用貯溜施設(ポンプ井戸、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽等)
- (2) 受水槽(公共施設等の受水槽)
- (3) 井戸
- (4) その他(プール、耐震性貯水槽等)

2 応急給水活動体制の確立

市は、県の協力により応急給水活動体制を確立する。

なお、応急給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

3 給水の方法

給水の方法は、指定避難所での拠点給水を原則とし、必要に応じ給水車による搬送給水を実施する。

また、飲料水兼用耐震性貯水槽を利用するほか、消火栓が使用できる場合は、開栓し給水する。

供給する水は、水道水を原則とし、補完的に井戸、プール等を災害用ろ水機でろ過し供給する。

なお、市において対応できないときは、県、隣接市及び自衛隊に応援を要請する。

4 応急給水量

応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め確保するよう努める。

■給水の基準

断水発生からの日数	目標水量(リットル／人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、給水車等
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	仮設給水栓(本管付近)
11日～21日	100	おおむね 100m 以内	仮設給水栓(支管付近)
22日～28日	断水前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

5 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2、7

第2 食料品の供給

市は、災害発生後も、乾パン、米飯缶詰等の実情に即した、食料品の確保に努め、迅速に非常食等を供給する。

また、供給の実施が困難な場合は他市町村、又は県へ応援を要求する。

1 炊き出しその他による食料の供給

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- オ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- カ 災害応急対策活動従事者

(2) 食料の供給

市は、概ね次のとおり食料を供給する。

- ア 備蓄物資、自ら調達した食料、2項の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食料を、状況に応じて被災者に供給する。
- イ 热源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- ウ 热源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食料を供給する。

- エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食料を供給する。
- オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 他市町村又は県への応援要求

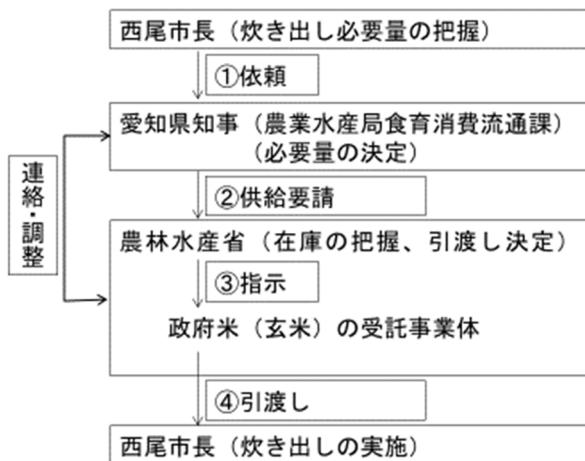
備蓄物資や自ら調達した食料では、被災者への食料の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 米穀の原料調達

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
 - (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
 - (3) 市は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
 - (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



4 県における措置

- (1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食料の確保に努め、市の要請に応じて迅速に食料(米穀等の主食、飲料水(ペットボトル)、副食品、調味料等)を輸送する。

なお、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料を確保し、輸送する。

(2) 輸送する食料は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請

5 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2

第3 生活必需品の供給

1 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊(焼)、半壊(焼)等であって次に掲げる条件を満たす者

- (1) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (2) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要請等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資等のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国(中部経済産業局、自衛隊)等への応援要請

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

4 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2、3、4、5、6

第4 救援物資等の受入れ

1 救援物資等の受入れ方針

大規模災害発生直後の救援申し込みについては、受入体制が整い本部長(市長)が必要と認めた場合は、企業・団体向けに必要な物資・数量、梱包方法等を指定の上、集配拠点施設を開設し受け入れる。

2 集配拠点の開設及び閉鎖

救援物資の集配拠点は、愛知県中央青果株式会社西尾市場及び岡崎市場、カリツ一株式会社西尾東物流センター、サンエイ株式会社西尾物流センター、小松運輸株式会社西尾物流センター及び県立西尾東高等学校とする。

集配拠点施設内の混乱を防止し、受入れ及び配分等の円滑な運営を図るため集配拠点施設には、市の職員を配置する。

救援物資等の減少に合わせて、教育活動の開始に備え各地から送られてくる救援物資等を他の公共施設へ移すなどにより集配拠点施設の閉鎖を行うものとする。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」3、4、5、6

第11節 環境汚染防止及び地域安全対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 環境汚染防止対策	環境部(環境保全班)、県(環境局)
第2 地域安全対策	危機管理局(交通対策班)、西尾警察署、第四管区海上保安本部

第1 環境汚染防止対策

市は、工場、事業所等の損壊等に伴う環境汚染、建築物の解体に伴う粉じん等の環境汚染に対して、被災状況を的確に把握して、適切な措置を講ずるよう県に要請するとともに、必要な協力をを行う。

1 汚染防止対策

県は、被害状況を勘案し、事業者に対して、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。市は、県が行う措置に対し必要な協力をを行う。

2 環境調査

県は、被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。市は、県が行う措置に対し必要な協力をを行う。

第2 地域安全対策

災害時は、被災者の不安、動搖の高まり、生活必需物資の欠乏、物の買い占め、売り惜しみ、不当な価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想されるため、警察は、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進するものとする。

市は、警察の行う地域安全活動に対し、積極的に協力する。

なお、第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第12節 遺体の取扱い

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 遺体の搜索	市民部(市民班)、西尾警察署、第四管区海上保安本部
第2 遺体の処理	市民部(市民班)、西尾警察署、第四管区海上保安本部
第3 遺体の埋火葬	市民部(市民班)

■基本方針

遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

身元識別のため必要がある時は、血液の採取、爪の切除等に協力する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

2 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

3 応援要請

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

4 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2 遺体の処理

1 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬がで

きない場合等においては、西尾勤労会館及び西尾市文化交流センター南館を遺体安置所とし、足りない場合は、寺院などの施設の利用、学校等の敷地に仮設安置所を確保する。運び込まれた遺体については、警察と協力し、遺体の洗浄を行うとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

2 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

3 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置に協力する。

4 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、関係機関等に連絡し、身元の確認に努める。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

5 応援要請

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

6 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3 遺体の埋火葬

1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

2 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送の手配を行う。

3 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

4 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

5 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

6 応援要請

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について「災害発生時における火葬場の相互応援協定」に基づき応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

7 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」10

第13節 ライフライン施設等の応急対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 電力施設対策	中部電力パワーグリッド株式会社
第2 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会
第3 上水道施設対策	上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、水道整備班)
第4 下水道施設対策	上下水道部(下水道整備班)
第5 通信施設の応急措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社キャッチネットワーク、県(防災安全局、総務局)
第6 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社
第7 ライフライン施設の応急復旧	危機管理局(危機管理班)

■基本方針

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示するものとする。

第1 電力施設対策

中部電力パワーグリッド株式会社は、被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第2 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発などの二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。

なお、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

一般社団法人愛知県LPガス協会は、愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次災害の発生防止の措置を講ずる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

なお、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第3 上水道施設対策

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

実施にあたっては、西尾市水道事業地震防災応急対策手引書による。

第4 下水道施設対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

1 応急復旧活動の実施

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

2 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第5 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図

る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合、県はSSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイアレス）に災害時モードへの切替えを指示するものとし、この指示を受けた通信事業者は、認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の市内の郵便局は次の措置を行う。

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送

便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する市、省庁、県、ライフライン事業者等は、国の現地災害対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14節 大規模事故災害対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 海上災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、第四管区海上保安本部
第2 航空災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、第四管区海上保安本部
第3 鉄道災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、名古屋鉄道株式会社
第4 道路災害対策	危機管理局(危機管理班)、建設部(土木班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、県(西三河建設事務所)、国(名古屋国道事務所)
第5 放射性物質及び原子力災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、県(防災安全局)
第6 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、県(防災安全局)、第四管区海上保安本部
第7 高圧ガス災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、県(防災安全局)
第8 火薬類災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、県(防災安全局)
第9 大規模な火事災害対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)
第10 林野火災対策	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、指令班、消防署班)

第1 海上災害対策

■基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

1 事故発生事業所等における措置

海難事故原因者等又は事故発生事業所等は、第四管区海上保安本部、消防本部、市等関係機関に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。

2 市における措置

(1) 住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、

退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、海面の浮流油等を巡視、警戒する。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあっては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

西尾市火災出動要領に基づき、消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

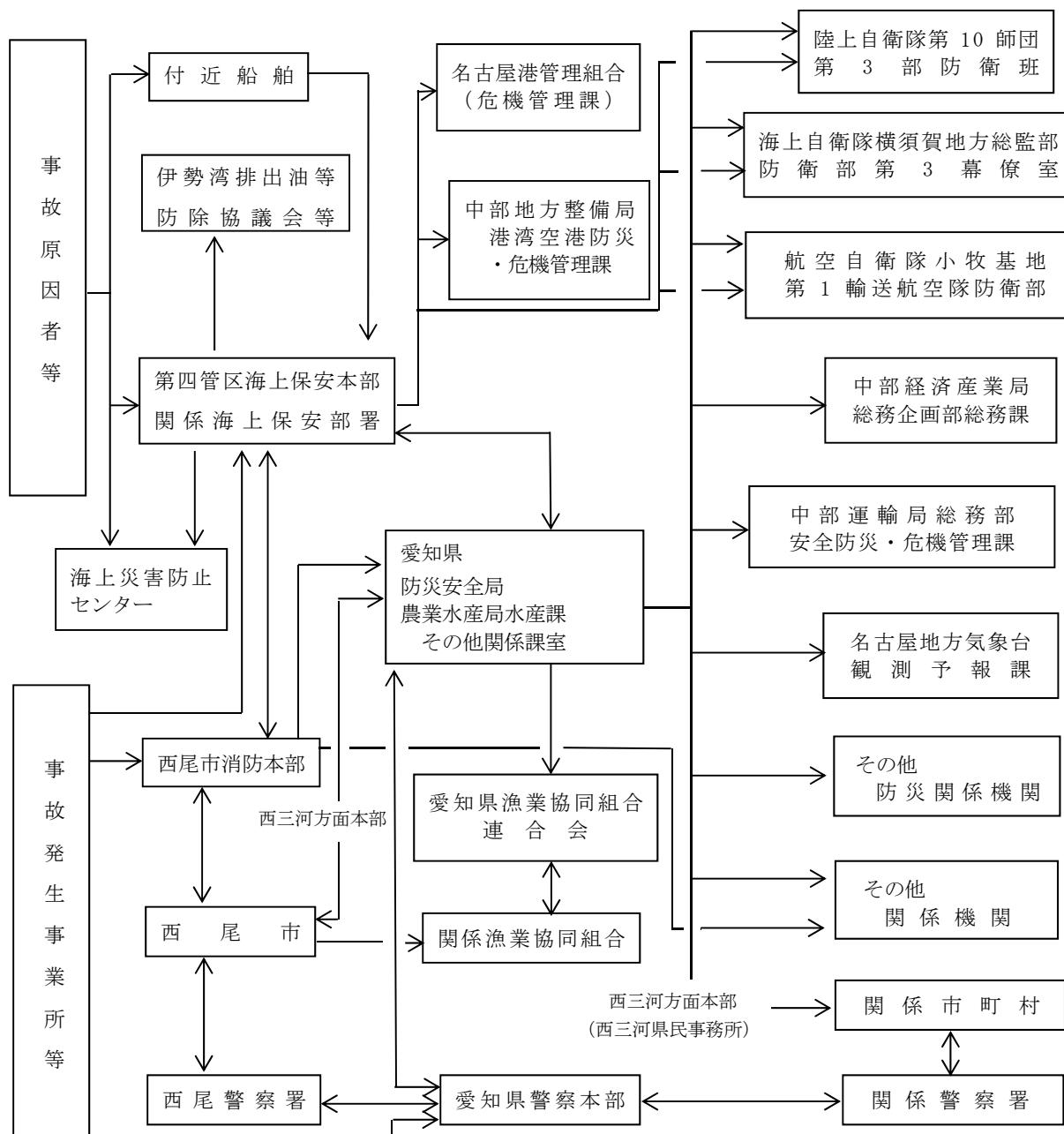
(5) 応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

3 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部(118番)に通報する。



(注) 海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

第2 航空災害対策

航空機の墜落・炎上等による多数の死傷者等の発生に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

1 市における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 応急医療救護

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、被災者収容所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12節「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料、飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

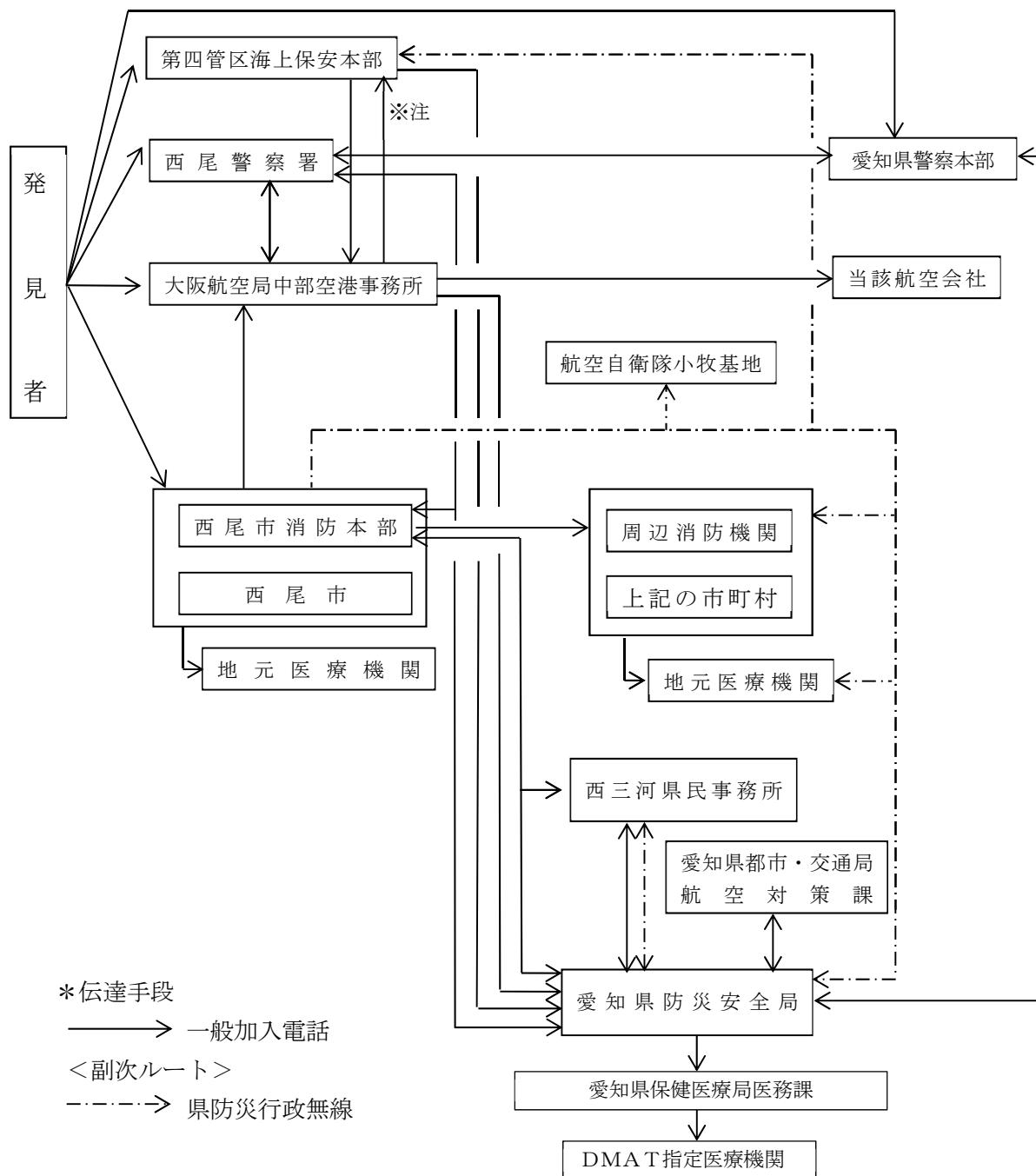
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

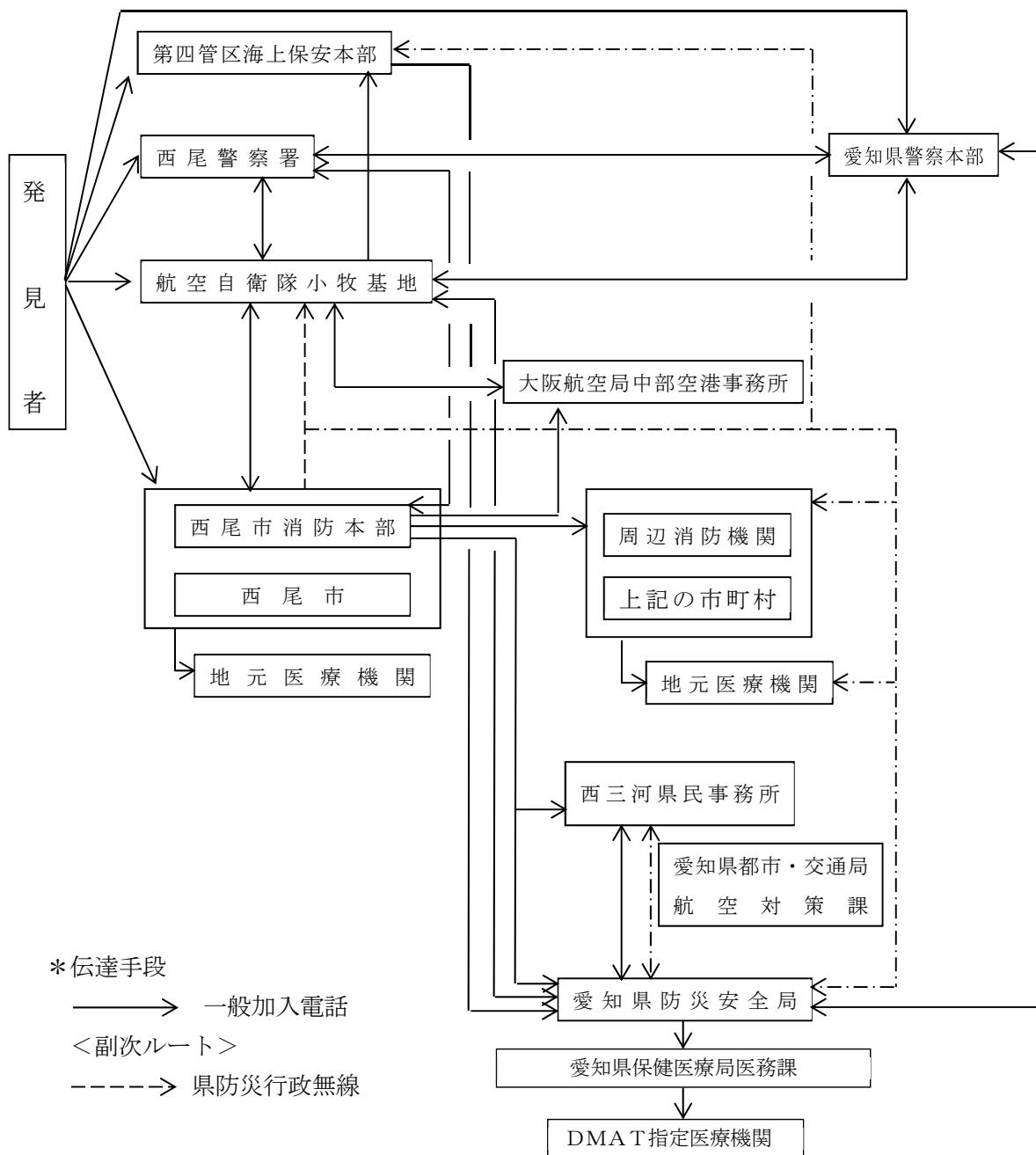
2 情報の伝達系統

(1) 民間航空機の場合



(注) 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

(2) 自衛隊機の場合



(注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

第3 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害(以下「大規模鉄道災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに

県、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止、避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第13節「交通施設の応急対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 応急医療救護

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12節「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料、飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

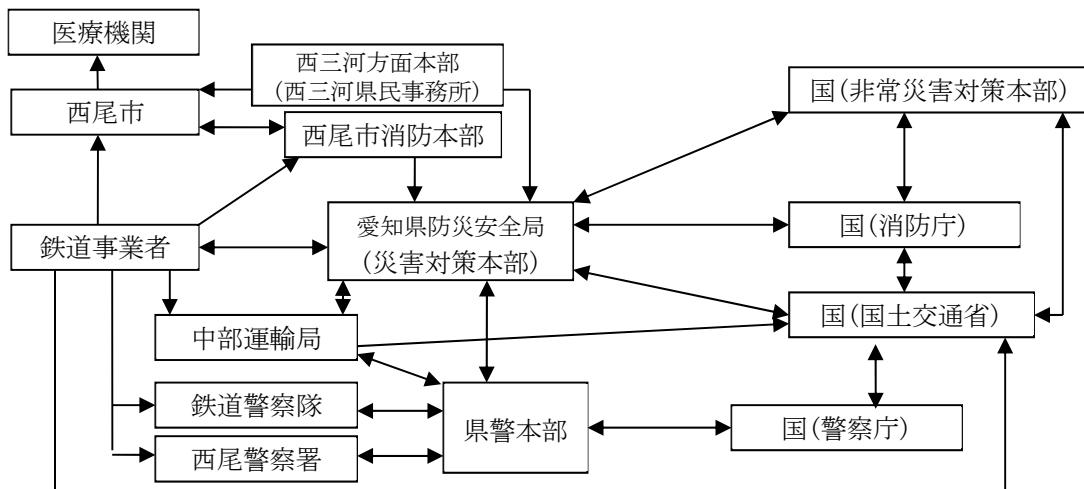
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである



第4 道路災害対策

橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大規模道路災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第6「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

1 道路管理者における措置

(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

(3) 初期の救助及び消防活動への協力

県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。

(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 応急医療救護

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、検索、処理活動等は、第12節「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

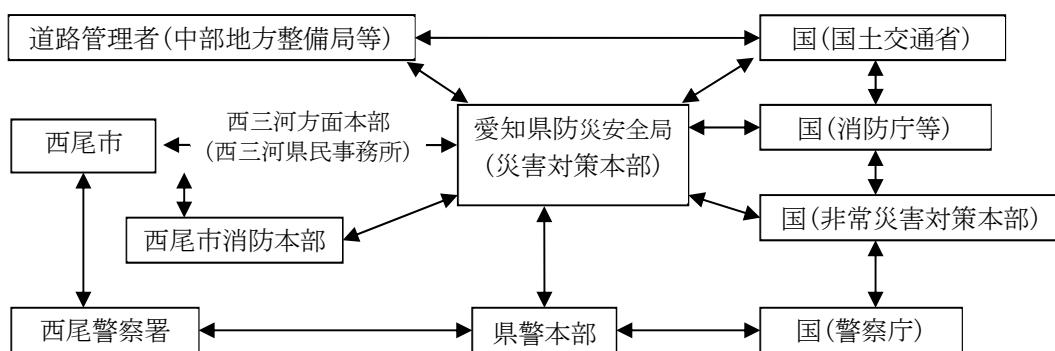
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第5 放射性物質及び原子力災害対策

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るために、第一次的責任者である事業者のかた、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

1 放射性物質災害発生時の応急対策

(1) 事業者における措置

事故等の発生について、市、所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、消防機関等へ通報する。

また、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の

発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 市における措置

ア 事故等の発生に係る県への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

イ 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

ウ 消防活動及び救急救助

放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

エ 広報活動の実施

県警察と協同して周辺住民等に対する広報活動を行う。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)第10条、「原子力災害対策特別措置法施行令」(平成12年政令第195号)第4条、「原子力災害対策特別措置法施行規則」(平成12年総理府・通商産業省・運輸省令第2号)第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

(1) 事業者における措置

事業者は、特定事象が発生したときは、事故の概要等について市、県、県警察、消防機関に速やかに通報する。

また、放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。

(2) 市における措置

ア 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

イ 専門家の派遣要請

特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

3 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域(施設から概ね半径 10km 程度が目安とされている)よりも相当狭くなるものと考えられる。

しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより

緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

(1) 事業者における措置

事故周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察に連絡するものとする。

(2) 市における措置

ア 市災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。

イ 住民に対する屋内退避、避難指示等

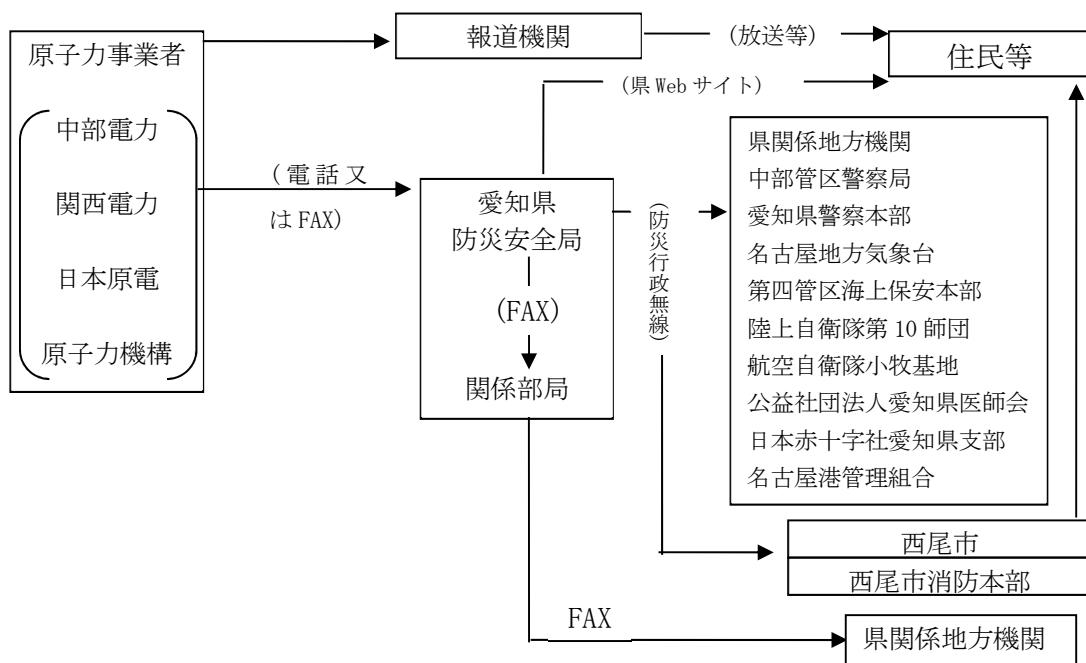
原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

ウ 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

4 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策

中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発電所又は原子炉施設において、県との合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第6 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

1 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所

に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防本部、市の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及び又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも通報するものとする。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川、農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

西尾市火災出動要領に基づき、消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

第7 高圧ガス災害対策

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水(地)中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防本部へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも通報する。

2 市における措置（高圧ガス施設、高圧ガス積載車両）

第6「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」の場合に準じた措置をとる。

第8 火薬類災害対策

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る警察等への通報

警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも通報する。

2 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

西尾市火災出動要領に基づき、消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

第9 大規模な火事災害対策

1 市における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第9節「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係する防災機関等の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 応急医療救護

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、検査、処理活動等は、第12節「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料、飲料水等の提供及び資機材の確保

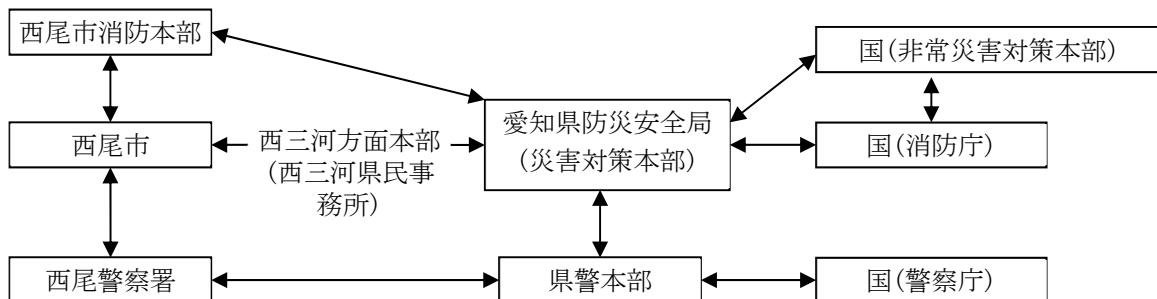
必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



第10 林野火災対策

1 市における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第9節「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係する防災機関等の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 応急医療救護

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12節「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料、飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、

電源その他の資機材を確保する。

(9) 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災用資機材の確保の要請

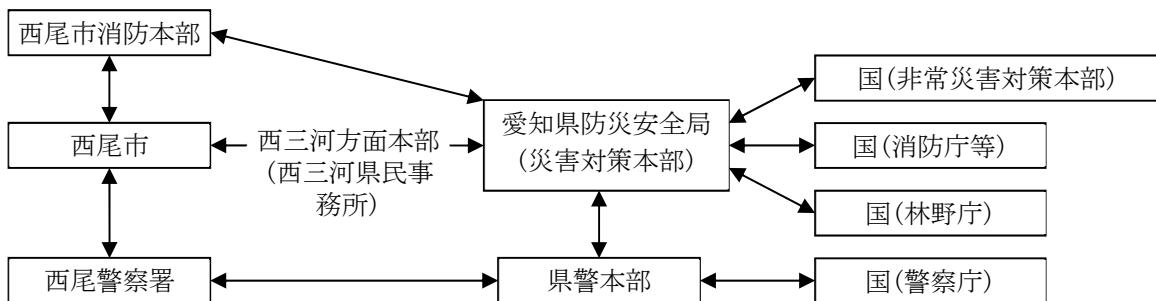
林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。

2 情報の伝達系統

市は、発見者等から林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。



第15節 住宅対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 被災宅地の危険度判定	都市整備部(建築班)
第2 被災住宅等の調査	都市整備部(建築班)、総務部(税務班)
第3 公共賃貸住宅等への一時入居	都市整備部(建築班)
第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営	都市整備部(建築班)、県(建築局)
第5 住宅の応急修理	都市整備部(建築班)、県(建築局)
第6 障害物の除去	都市整備部(建築班)
第7 応援の要請	都市整備部(建築班)

第1 被災宅地の危険度判定

市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を円滑に実施することによって、二次災害を軽減、防止し市民の安全の確保を図る。

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

2 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2 被災住宅等の調査

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

■被災住民に必要な調査

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県内においては県を通じて他市町村に、また、県外においては国を通じて他の都道府県に、それぞれ被災者の受け入れについて、協力依頼を行い、必要な戸数の確保に務める。

第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

3 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

(1) 建物の規模及び費用

ア 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

イ 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(2) 建設の時期

災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市は、当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

■仮設住宅の入居対象者の基準

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
 - (2) 居住する住家がない者であること。
 - (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
- ※住民登録の必要はなく、市域に居住していることが明らかな者であればよい。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として、市が行う。

なお、入居者の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理については、県が行う救助の補助として、県から受託して市が行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

7 「災害救助法」の適用

- (1) 「災害救助法」が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 「災害救助法」が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は市が行う。

第5 住宅の応急修理

1 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 「災害救助法」の適用

(1) 「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については、市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

(2) 「災害救助法」が適用されない場合の住宅の応急修理は市が行う。

第6 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、次のとおりとする。

(1) 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(2) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

(6) 納付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

2 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第7 応援の要請

市は自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

第16節 学校における対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班)、県(教育委員会)
第2 教育施設及び教職員の確保	教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班)
第3 応急な教育活動についての広報	教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班)
第4 教科書・学用品等の供給	教育委員会事務局(学校教育班)

第1 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(1) 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

(2) 市立学校

気象警報等は、第3節「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

(1) 県立学校

学校の置かれている地域の気象警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

(2) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2 教育施設及び教職員の確保

1 市立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等の利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。

校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難生活との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

第3 応急な教育活動についての広報

市は、応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒保護者等への周知を図る。

第4 教科書・学用品等の供給

1 児童・生徒に対する教科書・学用品等の供給

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を來した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を供給する。

ただし、教科書については、供給するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について」(平成22年3月26日21教総第947号)別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

2 応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の供給の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品

等の供給の実施調達につき、応援を求める。

3 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第17節 災害救助法の適用

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 適用基準	危機管理局(危機管理班)、各部(各班)
第2 救助の種類及び期間	危機管理局(危機管理班)、各部(各班)
第3 実施責任者	危機管理局(危機管理班)、各部(各班)

第1 適用基準

市長は、被害状況が次の条件に達し、かつ、現に救助を必要としているときは、直ちに知事に報告し、「災害救助法」の適用を要請するものとする。

1 適用基準

「災害救助法」の適用基準は、次のとおりである。

■ 「災害救助法」の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100世帯以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500世帯以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50世帯以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000世帯以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合		多 数	第1条第1項第3号後段
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合	県が内閣府防災担当と協議	第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合		
	被災者に対する食品若しくは生活必需品の供給等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合		

2 被害の認定基準

- (1) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき認定する。
- (2) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして運用基準上換算し取り扱う。
- (3) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例

えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(4) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

第2 救助の種類及び期間

「災害救助法」における救助の種類及び期間は、次のとおりである。

なお、救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で延長することができる。

■ 災害救助法による救助の種類と期間

救 助 の 種 類		期 間
避難所の供与		災害発生の日から7日以内
福祉避難所の設置		災害発生の日から7日以内
飲料水の供給		災害発生の日から7日以内
炊き出しその他による食品の給与		災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被害発生の日から10日以内
医療及び助産	医療	災害発生の日から14日以内
	助産	災害発生の日から7日以内
被災者の救出		災害発生の日から3日以内
死体の搜索・処理		災害発生の日から10日以内
埋葬		災害発生の日から10日以内
応急仮設住宅の供与	建設型仮設住宅	着工期間：災害発生から20日以内 救助期間：完成から最長2年
	借上型仮設住宅	災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年
被災した住宅の応急修理		災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に限定する災害対策本部が設置された場合は、6月以内）
障害物の除去		災害発生の日から10日以内
学用品の給与		教科書、教材：災害発生の日から1月以内 文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内
応急救助のための輸送費		各救助種目別に定められている救助期間の範囲内（特別基準の承認を得た場合はその期間）
応急救助のための賃金職員等雇上費		各救助種目別に定められている救助期間の範囲内

○資料編 第11「その他」3

第3 実施責任者

「災害救助法」が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として実施する。

ただし、応急仮設住宅の供与、医療及び助産、住宅の応急修理を除き、「災害救助法」第30条及び「災害救助法施行令」（昭和22年政令第225号）第23条の規定により知事から個別に委任される救助事務を市で実施する。

市の各部は、担当する災害対策事務の書類を取りまとめ、危機管理局危機管理班を通じて県に提出する。

■ 災害救助事務の担当

救 効 の 種 類	担 当
収容施設の供与	避難所
	応急仮設住宅
炊き出しその他のによる食品の供給及び飲料水の供給	食品の供給
	飲料水の供給
被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与	産業部商工振興班
医療及び助産	健康福祉部健康班
災害にかかった者の救出	消防部消防署班
災害にかかった住宅の応急修理	都市整備部建築班
学用品の供給	教育委員会事務局学校教育班
埋火葬	市民部市民班
応急救助のための輸送費	総務部財政班
応急救助のための賃金職員等雇上費	総務部総務班
死体の搜索	市民部市民班
死体の処理	市民部市民班
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去	建設部土木班
取りまとめ・県への提出	危機管理局危機管理班

第4章 災害復旧・復興

第1節 復興体制

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 復興計画の策定	危機管理局(危機管理班)、総合政策部(秘書政策班)
第2 職員の派遣要請	危機管理局(危機管理班)、総合政策部(人事班)

第1 復興計画の策定

「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「特定大規模災害」という。）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（「復興法」第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（「地方自治法」第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（「復興法」第54条）

市長は、知事に対し「復興法」第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し「地方自治法」第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2節 公共施設等災害復旧対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 公共施設災害復旧事業	各部(各班)
第2 激甚災害の指定	各部(各班)
第3 暴力団等への対策	各部(各班)、各機関

■基本方針

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。

第1 公共施設災害復旧事業

1 施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

法律等により国が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助する災害復旧事業については、主務大臣が知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき、その事業費が決定されることとなっている。

このため、市は災害復旧事業の計画及び実施にあたっては、関係法令の定めるところにより資料の収集、作成、実地調査等に十分に配慮し、災害復旧事業を行う。

(1) 法律

- ア 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)
- イ 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(昭和28年法律第247号)
- ウ 「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)
- エ 「土地区画整理法」(昭和29年法律第119号)
- オ 「海岸法」(昭和31年法律第101号)
- カ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)
- キ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)
- ク 「予防接種法」(昭和23年法律第68号)
- ケ 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)
- コ 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。
- エ 漂着した流木等の処理に対し、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2 激甚災害の指定

1 市における措置

激甚災害に相当する被害を受けた場合、市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

また、市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害における財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)
 - セ 滞水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 「中小企業信用保険法」(昭和26年法律第264号)による災害関係保証の特例
 - イ 「小規模企業者等設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)による求職者給付の支給に関する特例

第3 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う市営住宅、市営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3節 災害廃棄物処理対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 災害廃棄物処理対策	環境部(ごみ減量班、環境業務班)、産業部(農水振興班)、県(環境局、西尾保健所)

第1 災害廃棄物処理対策

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、発災後において、被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。

2 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- (3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

3 ごみの収集・運搬、処分

ごみの収集・運搬は、一次仮置場（公園等）、二次仮置場（環境事業所等）として、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行うものとする。仮置場においては、重機による管理、分別を考慮した運営を行うものとする。

また、処理・処分量を軽減するためにも、建築物の解体時から徹底した分別を実施し、リサイクルを推進する。この収集、処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

4 し尿の収集・運搬、処分

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等及び終末処理場のある下水道に投入し処理する。

この収集処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行う。

5 死亡獣畜の取扱い

市内には、死亡獣畜の取扱場がないため保健所長と協議し、県の指示により処理するものとする。

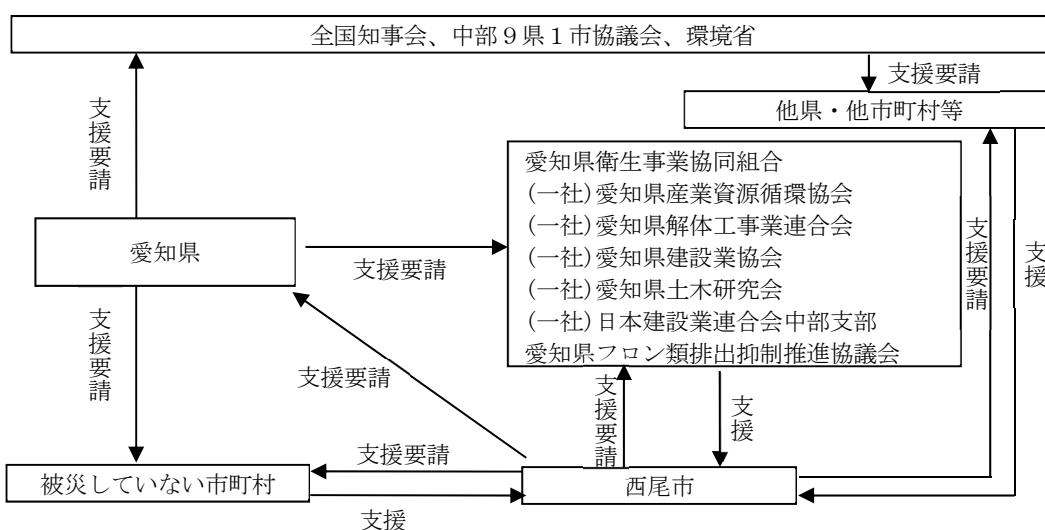
6 周辺市町村及び県への応援要請

市は、大規模災害が発生した場合に備えて、県内他市町村等と、平成26年1月1日付けて「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自ら廃棄物処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町及び県に応援を要請する。

また、廃棄物の広域的な処理体制の整備を図るために、廃棄物処理業者の団体等と密接な連絡調整を行い、被災状況に応じた応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

■ 災害時の支援体制



○資料編 第6「救助用施設・設備関係」10

第4節 被災者等の生活再建等の支援

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 罹災証明書の交付等	総務部(税務班)、危機管理局(危機管理班)、消防部(指令班)、県(防災安全局)
第2 被災者への経済的支援等	総務部(財政班、税務班、収納班)、健康福祉部(福祉班、保険年金班)、協力部(会計班)、住宅金融支援機構、西尾市社会福祉協議会、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人
第3 金融対策	国(東海財務局)、日本銀行、県(経済産業局、農業水産局)
第4 住宅等対策	都市整備部(建築班)、独立行政法人住宅金融支援機構
第5 労働者対策	国(愛知労働局)

第1 罹災証明書の交付等

1 県における措置

(1) 市の支援等

ア 市の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(2) 市への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 市における措置

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免や各種手数料等の減免、各種貸付金、保険金の支払を受けるために必要となりうる「罹災証明書」について、本庁窓口において、遅延なく早期に被災者に交付するものとする。

(1) 住家等の被害の程度の調査

調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)に基づいて行い、被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊）を判定する。

火災により焼損した家屋等は、消防部が「消防法」に基づき火災調査を行う。

なお、調査にあたっては、現地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、効率的な手法により実施することができるものとする。

(2) 罷災証明書の交付

ア 市は、「罷災証明書」の交付申請・発行を円滑に行うため、受付会場を調整・確保する。

イ 市は、罷災証明書の交付申請後、遅滞なく、住家の被害の程度を速やかに調査（外観目視による第1次調査）し、当該災害による被害の程度を証明する「罷災証明書」を交付する。

ウ 被災者から第2次調査又は再調査の申請があった場合には、内部立入調査を実施し、当該災害による被害の程度を再度判定し、「罷災証明書」を交付する。

(3) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとし、本庁3階31会議室に作業スペースを確保する。

第2 被災者への経済的支援等

1 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

- (1) 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。
- (2) 市は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。また、県は、市の当該経費に対し、県費補助金を交付する。

2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

(2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

(3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

3 市税等の減免等

(1) 市税

「西尾市市税条例」(昭和43年西尾市条例第17号)の規定に基づき、市税の減免及び徴収猶

予に係る申請書の受付並びに納期限の延長をする。

- (2) 国民健康保険税「西尾市国民健康保険税条例」(昭和43年西尾市条例第12号)の規定に基づき、国民健康保険税の減免及び徴収猶予に係る申請書の受付並びに納期限の延長をする。
- (3) 後期高齢者医療保険料
「西尾市後期高齢者医療に関する条例」(平成20年西尾市条例第1号)の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付をする。
- (4) 介護保険料
「西尾市介護保険条例」(平成12年西尾市条例第3号)の規定に基づき、介護保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の受付をする。

4 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

第3 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。また、災害時の混乱に乘じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関については、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第4 住宅等対策

1 災害公営住宅の建設

自己の資力で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。なお、被害が甚大で本市において建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。

また、災害公営住宅の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な対策を講ずる。

2 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

- (1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、「独立行政法人住宅金融支援機構法」(平成17年法律第82号)の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5 労働者対策

市は、被災した労働者及び事業主からの保護対策や職業のあっせん等の相談に対し、関係機関である愛知労働局(岡崎労働基準監督署西尾支署及び西尾公共職業安定所(ハローワーク西尾))と連携し労働者対策を行う。

第5節 商工業・農林水産業の再建支援

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 商工業の再建支援	産業部(商工振興班)、交流共創部(観光文化振興班)、県(経済産業局、観光コンベンション局)
第2 農林水産業の再建支援	産業部(農水振興班)

第1 商工業の再建支援

1 県(経済産業局、観光コンベンション局)における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金(災害復旧資金)、中小企業組織強化資金(災害復旧資金)等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

2 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2 農林水産業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

2 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促

進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

3 施設復旧

第2節 公共施設等災害復旧対策 参照

